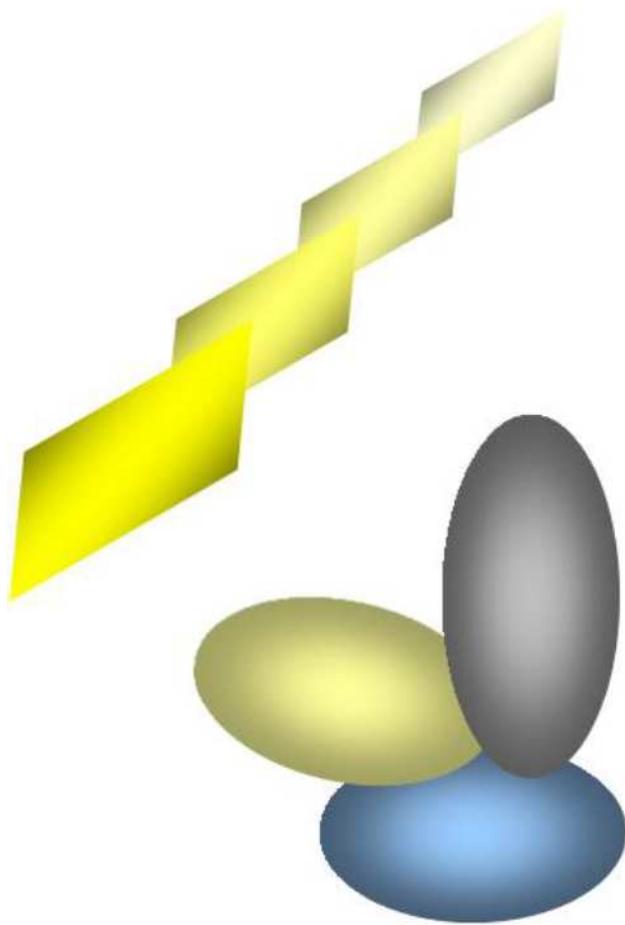


令和元年度版

西都市男女共同参画年次報告書



西 都 市

目 次

■ 第1部 男女共同参画施策の実施状況	
はじめに	P 1
推進体制	P 1
第3次西都市男女共同参画プランの評価の方向	P 2
第3次西都市男女共同参画プランの体系	P 3
基本目標Ⅰ	P 4 ~ 12
基本目標Ⅱ	P 12 ~ 32
基本目標Ⅲ	P 33 ~ 46
基本目標Ⅳ	P 47 ~ 52
成果指標	P 53 ~ 54
■ 第2部 講 演	
令和元年度 男女共同参画講演一覧	P 55 ~ 56
男女共同参画講演アンケート結果	P 57 ~ 58
■ 巻末資料	
男女共同参画に対する市民の意識	P 60 ~ 61
男女共同参画社会基本法	P 62
男女共同参画推進のあゆみ（年表） ～男女共同参画に関する国内外の動き～	P 63 ~ 65
西都市男女共同参画推進条例	P 66 ~ 68
西都市男女共同参画審議会の傍聴に関する要領	P 69
傍聴人心得	P 70
用語解説集	P 71 ~ 73

第1部 男女共同参画施策の実施状況

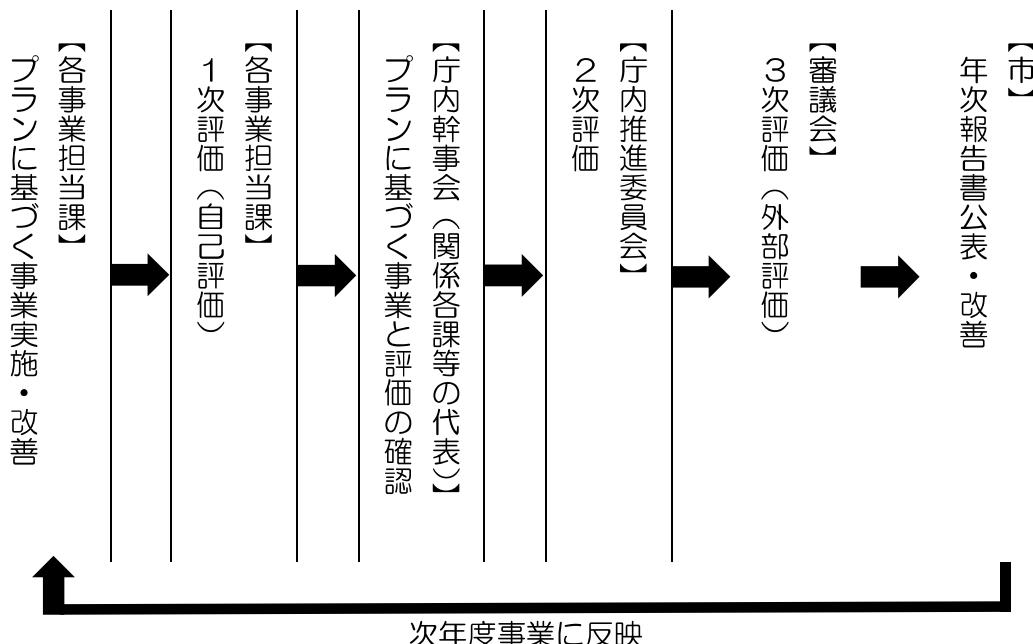
はじめに

西都市では、平成31年3月に「第3次西都市男女共同参画プラン（以下「プラン」という）を策定し、男女共同参画施策の推進に取り組んでいます。

計画の進行管理については、毎年度、事業の進捗状況について、各事業担当課による1次評価（自己評価）、庁内組織である「西都市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という）による2次評価及び市民・学識経験者・特定の機関で構成される「西都市男女共同参画審議会（以下「審議会」という）による3次評価（外部評価）を実施し、「令和元年度版 西都市男女共同参画年次報告書（以下「年次報告書」という）」としてまとめました。

この年次報告書は、プランに掲げる施策を推進するため、各事業の取組の状況（実績）に委員会及び審議会が行った事業評価等を掲載したものであり、次年度以降の取組に反映できるようにすることを目指しています。

1 推進体制



2 第3次西都市男女共同参画プランの評価の方向

評価者	判定区分
1次評価 【各事業担当課】 西都市男女共同参画プランに掲げられた事業について、「事業評価シート」により1次評価（自己評価）を実施 【西都市男女共同参画推進委員会幹事会】 各事業担当課が実施した事業の進捗状況に対して、1次評価を確認	【評価基準】 5：計画どおり取り組まれた（90%以上） 4：概ね計画どおり取り組まれた（70%以上90%未満）
2次評価 【西都市男女共同参画推進委員会】 全事業について、事業担当課から提出されたシートにより2次評価を実施	3：どちらともいえない（50%以上70%未満） 2：やや取り組みが不十分であった（30%以上50%未満）
3次評価 【西都市男女共同参画審議会】 委員会の評価後、施策の方向について、評価シートにより3次評価（外部評価）を実施	1：取り組みが不十分であった（30%未満）

3 第3次西都市男女共同参画プランの体系

基本目標	重点目標	施策の方向性
I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	I-1 男女共同参画意識の醸成	① 男女共同参画を推進する広報啓発活動の充実 ② 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し
	I-2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	① 男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の充実 ② 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
	I-3 すべての人の人権の尊重	① 人権尊重のまちづくり ② 人権擁護等の相談・支援体制づくり
II 様々な分野における女性の活躍 【女性活躍推進計画】	II-1 政策・方針決定過程への女性参画拡大	① 審議会等委員の女性登用推進 ② 女性人材の育成・確保
	II-2 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保	① 雇用の場における男女間格差の解決 ② 多様な働き方を支援するための就労環境の整備 ③ 就業条件・環境の整備 ④ 女性のチャレンジ・再雇用支援
		① 仕事と生活との調和のための体制整備の促進
		② 男女共同参画意識の啓発
	II-5 地域社会における男女共同参画の促進	① 地域活動における女性の参画促進 ② 市民と行政との協働によるまちづくり・市民活動の推進 ③ 国際理解・協力の推進
III 安全・安心な暮らしの実現	III-1 生涯にわたる健康支援	① 性と妊娠・出産等に関する権利に対する意識の浸透・支援 ② 健康の保持増進のための取組の推進
	III-2 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	① 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策の充実 ② 高齢者・障がい者の生活や社会参画に対する支援の充実 ③ ひとり親家庭への支援の充実
		① 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 ② 地域防災活動における女性参画の推進
IV 配偶者等からの暴力(DV)の根絶 【DV対策基本計画】	IV-1 DV防止の推進	① 広報・啓発活動の推進 ② セクシュアル・ハラスメント対策の推進
	IV-2 安心して相談できる体制づくり	① 相談体制の充実 ② DV被害者の安全・安心の確保

【基本目標 I】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

【重点目標 I-1】 男女共同参画意識の醸成

私たちの暮らしの中には、性別に基づく固定的な役割分担意識^{*1}が根強く残っています。性別にとらわれることなく、自らの意思によって、あらゆる分野に参画する機会が確保されるためには、男女が互いに尊重し、共に責任を分かち合いながら支え合い、多様な生き方を認め合うことが重要です。平成 29 年度（2017 年度）に実施した「西都市男女共同参画意識調査」によると、44.7% の人が「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する反対であると回答しているのに対し、20.0% の人が賛成であると回答しています。少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した今日、職場や地域、家庭等あらゆる場面において、性別に関係なく互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合っていく男女共同参画の視点に立った社会づくりが必要です。そのためには、男女共同参画に関する認識と理解を深めるとともに、定着させていくことが大切であり、メディア^{*2}等を通じて広報・啓発活動を積極的に行います。

① 男女共同参画を推進する広報啓発活動の充実

男女共同参画社会に対する市民の認識と理解を深めるため、市が発行する広報紙やホームページ、SNS^{*3}等を通じて、意識向上の啓発を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
市広報紙や市 HP（ホームページ）、FB（フェイスブック）等にて記事を掲載	随時	総合政策課	5	5

^{*1} 固定的な役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

^{*2} メディア

情報を人々に伝える機関や事業、システムなど。特に、大量の情報を紙（新聞や雑誌、公告）や電波（テレビやラジオ）、通信（インターネット）を通じて大衆に伝達する媒体をマスメディアと呼ぶ

^{*3}SNS

ソーシャルネットワーキングサービス又はソーシャルネットワーキングサイトの略で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型サービスのこと。

男女共同参画の理解促進を図るため、男女共同参画講座や講演等を開催し、広報・啓発活動や意識向上の啓発に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
男女共同参画講演会の開催 男女共同参画の推進を図るため、希望する団体等に講師の派遣を行う	開催数：6回(+2回) 参加者数：231名(+71)		4	4
男女共同参画職員研修の実施 ・男女共同参画に関する取組に参加する機会の少なかった年代の意識改革を行うことを目的に実施 ・将来を担う若年層を対象に、ワークショップを通じて男女共同参画の施策に対する基礎理解を深めることを目的に実施 ・女性職員が若いうちから自分のキャリアデザインを考え、職域等を超えた人的ネットワーク形成することを目的に実施	開催日：7月5日(金) 参加者数：33名 開催日：11月1日(金) 参加者数：22名 開催日：2月20日(木) 参加者数：30名	市民協働推進課	3	4

「男女共同参画週間※1」や「人権週間・人権啓発強調月間※2」を通じて男女平等の認識を深めるとともに、市民への情報提供を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
・男女共同参画週間（6/23～6/29）の周知啓発 ・人権啓発強調月間（8月）での周知・啓発 ・女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）の周知啓発	・6月1日号「お知らせ」掲載 ・広報さいと8月号に掲載 ・市民課前ロビー・図書館でのパネル、パンフレット、幟旗の掲出		3	4
啓発品の作成 ・啓発文入りボールペン ・啓発文入り手鏡 ・「広報さいと」男女共同参画啓発特集 ・男女共同参画情報紙	各作成部数 ・200本 ・250個 ・別記事掲載のため、未実施 ・300部(±O)	市民協働推進課	3	4
市HP（ホームページ）及びFB（フェイスブック）へ記事や講座等の案内を掲載	随時更新		3	4

*1 男女共同参画週間

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度（2001年度）から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、各種行事等を全国的に実施している。

*2 人権週間・人権啓発強調月間

1948年（昭和23年）12月10日、国際連合の第3回総会において、世界の全ての人々と国々とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択された。これを記念して、わが国では毎年12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定めており、この週間に、全国各地において集中的な人権啓発活動が行われる。また本県では、8月を「人権啓発強調月間」と定め、人権の大切さについて考えるきっかけとなるような様々な取組を行っている。

②男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

職場・学校・地域・家庭など、あらゆる分野において、男女共同参画の理解を図るために、各年代に応じた広報・啓発に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
広報さいとを活用した周知啓発 広報さいと4月号において「第3次西都市男女共同参画プラン策定」について掲載	各作成部数：11,000部	市民協働推進課	3	4
市成人式でのリーフレットの配布	配布数：350冊		3	4
各種調査・アンケート等の実施 ・西都市における審議会等の女性登用率を調査 ・男女共同参画講演会アンケートの実施 ・男女共同参画職員研修アンケートの実施	登用率：30.8%(+0.4) 回答率：78.1%(-6.3) 回答率：91.8%(H30度は未実施)		3	4

社会における活動において、男性と女性が中立的でない慣行等については、男女共同参画の視点に立って見直しが進められるよう、相談体制の充実に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
関係課・機関への引継ぎ、専門機関紹介、講演会の講師選定の支援等	随時	市民協働推進課	3	4

【審議会委員評価】	総合評価
<ul style="list-style-type: none"> 広報活動は極めて大切であるが、どの程度、市民の理解・意識向上に繋がったかが見えない。実際、西都市の男女の意識を変えることは並大抵ではないと思われる。 団体・若者に対する研修の機会の提供は望ましいので、内容を見直すなど参加者の拡大を図るよう考えてもらいたい。 男女共同参画講演会の複数回開催により市民の意識が向上していくと思われるのと、今後も継続して取り組んでほしい。 概ね計画通りに進んでいる。 	4

【重点目標 I-2】男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画社会の実現には、子どもの頃からの教育や意識啓発が大きく影響します。次世代を担う子どもたちが性別によって個々の可能性を阻まれることなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるよう、男女平等の考えに基づいた教育を推進し、一人一人の個性を尊重した教育や進路選択指導を行うことが重要です。

また、男女共同参画の考え方を社会全般に定着させるため、人生を通じたそれぞれの段階ごとに、男女が共に生涯にわたり男女共同参画の視点を学んだり、あらゆる場への参画を促す環境づくりや学習機会の充実に努めます。

①男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の充実

学校教育において人権感覚を十分に身に付けるための指導の充実を図り、男女平等意識の醸成に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
学校人権教育担当者会	開催数：4回(+1) 参加者数：教職員 15名(±0)	教育政策課	5	5
第44回宮崎県人権・同和教育研究大会 内容：記念講演及び分科会	参加者数：6名(-6) (市内小中学校教諭等)		4	4

学校教育において男女平等教育が適切になされるよう、教育関係者に対する意識の啓発や研修体制の充実に努め、関係機関への働きかけを図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
市校長会及び教頭会研修 教育的課題解決のための協議、服務規律事業等の説明	開催数：ほぼ毎月 (小中学校長 11名、教頭 14名、教育長、事務局職員5名)	教育政策課	4	4

生涯学習等、市民を対象とした社会教育の場を通じて、男女共同参画推進に関する学習や意識の啓発に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
高齢者教室の開催 65歳以上の男女を対象に毎月開催	目標値：140名 参加者数：105名(-18) (男性7名、女性98名)	社会教育課	3	4
このはな学園の開催 69歳以下の男女を対象に毎月開催	目標値：20名 参加者数：17名(-7) (男性1名、女性16名)		3	4

相手の立場を理解し、助け合うような人間形成を図るために、子育て中の親やこれから親になる人などを対象とした家庭教育に関する学習機会の提供を図るとともに、情報の提供にも努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
ピーチくらす（両親学級） 妊娠および育児に関する知識の普及を図るとともに、仲間づくりを支援する	【目標値】 開催数 3回 参加者数 48名 【実績】 開催数：3回(±0) 参加者数：45名(+10) (男性 21名、女性 24名)	健康管理課	5	5
幼児／小学校／中学校 家庭教育学級の開催 保護者に学習する機会を提供することにより、家庭が子どもにとって心安らぐ場所になり、また家庭の教育力を高める	開催数目標値…保育園：1 学級、 小中学校：10 学級(±0) 開催数：9 学級(±0) (小学校 7 学級、中学校 5 学級) ※中学校 5 学級中、3 学級は小学校と合同で開催 参加者数：460 名(+108)	社会教育課	4	4

人権教育・道徳教育・健康教育（性教育）等について、子どもの発達段階に応じた適切な教育を行います。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】市校長会及び教頭会研修 教育的課題解決のための協議、服務規律等の説明	開催数：ほぼ毎月 (小中学校長 11 名、教頭 14 名、 教育長、事務局職員 5 名)	教育政策課	4	4
【再掲】学校人権教育担当者会	開催数：4 回(+1) 参加者数：教職員 15 名(±0)		5	5

市民が男女共同参画の視点に立って、インターネットや携帯電話等の多種多様なメディアからの情報を主体的に読み解き、選択し、活用する能力（メディア・リテラシー^{※1}）の啓発に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】男女共同参画講演会の開催 男女共同参画の推進を図るために希望する団体等に講師の派遣を行う	開催数：6回(+2回) 参加者数：231 名(+71)	市民協働推進課	4	4
庁舎及び市立図書館等にチラシの掲示等	随時		3	4

②多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

固定的な性別による役割分担意識を解消し、それぞれの個性と能力に応じた進路指導と相談体制の充実に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
生徒への進路相談・キャリア教育等への取組 それぞれの個性と能力に応じた進路指導と相談体制に努めた	市内 6 中学校で実施	教育政策課	4	4

*1 メディア・リテラシー

メディアからの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

市民一人一人が充実した人生を送ることを目指し、生涯にわたって行う学習への支援に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
働く婦人の家健康講座(主催講座) アロマヨガ・顔ヨガ・ストレッチヨガ	開催数：29回(+13) 参加者数：54名 (男性1名、勤労女性・主婦38名、その他15名)	商工観光課	5	5
出前講座の開催 登録している各課に関する事業の説明	開催数：13回(±0) 参加者数：403名(-3)		3	4
【再掲】高齢者教室の開催 65歳以上の男女を対象に毎月開催	目標値：140名 参加者数：105名(-18) (男性7名、女性98名)	社会教育課	3	4
【再掲】このはな学園の開催 69歳以下の男女を対象に毎月開催	目標値：20名 参加者数：17名(-7) (男性1名、女性16名)		3	4

職業能力開発事業^{*1}など各種講座等の開催や情報の提供の充実を図り、女性が自らの意識と能力を高めるための教育・学習機会の充実を促進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
職業能力開発事業 職業訓練法人に対する補助	補助要件を満たさず補助金未交付 0件(±0)	商工観光課	2	2
市公民館におけるパソコン講座	開催数：16回(-4) 受講者数：22名(+1) (男性8名、女性14名)		4	4
各地区館におけるパソコン講座	開催数：50回 受講者数：34名 (男性9名、女性25名)	社会教育課	4	4

【審議会委員評価】	総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者教室、このはな学園においては男性の参加が少ないので、男性の参加を増やす方策を考えてもらいたい。併せて、若年層20代～40代への啓発活動、教育、学習の機会をもう少し具体的に充実する必要がある。 ・子どものうちから学校教育で男女共同参画を教えるのは大切であるが、教えられたことと実際の家族との間に出来たギャップに対する子どもの心や頭の埋め合わせをどうするか、誰がするか考えていかなくてはならないと思う。 	4

*1 職業能力開発事業

男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度(2001年度)から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、各種行事等を全国的に実施している。行政・団体等が市民の技術力、能力を高めるための研修会・講座等を開設して就業機会の拡充を支援する事業。

【重点目標 I-3】すべての人の人権の尊重

男女共同参画社会は、一人一人の人権が尊重され、性別によって差別されないことが重要です。そのため、人権擁護等の相談・支援体制の充実を図り、積極的な情報の提供によって、男女個人の人権を尊重するための基盤づくりが求められています。

日常生活において性別役割分担の固定的なイメージを植え付ける表現や差別的な表現、男女の人権を侵害するおそれのある表現なども見受けられます。また、近年ではインターネット等を通じて子どもたちに深刻な問題を発生させるなど、社会問題化しています。今後も、人権尊重に向けた広報・啓発活動を実施するとともに人権尊重のための支援に取り組みます。

① 人権尊重のまちづくり

「人権啓発強調月間」や「人権週間」に合わせ、人権啓発活動を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
西都市人権啓発推進協議会への委託 ・人権啓発講演会・研修会の実施 人権問題に対する理解と認識を深めることを目的に実施 開催日：5月29日(水) 対象：西都市人権啓発推進協議会委員、市職員	委託料：60万円 開催数：1回(±0) 参加者数：72名(+3) (委員37名、職員35名)	市民協働推進課	3	4
・街頭啓発活動(6月1日、12月4日)	チラシ、啓発物品240セット配布		3	4
・人権に関するポスター募集・展示 募集期間：7月3日(水)～9月6日(金) 展示期間：12月4日(火)～10日(火)	応募総数：467点(-176) 受賞作品数：40点(-4) 展示会場：ガイダンスセンター このはな館		3	3
・人権啓発講演会当実施団体への講師謝金等補助	開催団体：4団体(+3) 受講者数：396名(+308)		4	4
・人権啓発物品の作成、配布	啓発ポスター、幟旗、鉛筆ほか		3	4
広報紙へ掲載 広報さいと8月号「人権啓発強調月間特集」	全戸配布 配布部数：11,000部		3	4

行政・警察・地域・企業・学校が連携して児童の安全確保、インターネットや携帯電話等の有害サイトに対応する取組に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
西都地区自主防犯団体の情報交換会開催 行政・警察・地域の自主防犯団体関係者が児童らの安全等について情報交換を実施 開催日：7月18日(木)	開催数：1回(+1) 参加団体：10団体 出席者数：10名	生活環境課	5	5
地域安全運動の実施 年間4回(春、夏、秋、冬、年末年始)地域安全運動の実施。官・民一体となった地域安全活動の推進	・各地区安全運動期間中における街頭キャンペーン、幟旗の掲出等 ・子どもの見守り活動の実施 ・青パトによるパトロールの実施		5	5
交通安全運動の実施 年間4回(春、夏、秋、冬、年末年始)交通安全運動の実施。官・民一体となった交通安全活動の推進	・各交通安全運動期間中における西都市交通安全都市推進協議会(48関係機関・団体等)による早朝啓発、キャンペーン等交通安全啓発活動の実施 ・ポスター掲示、幟旗の掲出等広報啓発活動の動実施		5	5

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
学校ICT整備事業	各学校に導入	教育政策課	5	5
児童生徒への情報提供	県からの啓発文書の配布		5	5
不審者連絡時の児童生徒の見守り	青パトによる通学路のパトロールの実施		4	4

② 人権擁護等の相談・支援体制づくり

学習・研修機会の充実など人権侵害防止のための市民への意識啓発を推進し、個人の人権が尊重される社会づくりに努めます

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】人権啓発講演会等実施団体への講師謝金等補助	開催団体：4団体(+3) 受講者数：396名(+308)	市民協働推進課	4	5

人権擁護等の相談事業や情報提供等の充実を図り、市民のニーズに合った窓口づくりに努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
人権擁護委員による無料人権相談・開催周知 家庭内の問題や隣近所とのもめごと、いじめ、体罰などに関する相談を行う	開催回数：12回(毎月1回) お知らせ掲載：12回(毎月1回) 市HPへの掲載：通年 ※各種相談窓口に合わせて掲載	市民協働推進課	3	4

市民・地域活動との連携を図り、人権擁護のための取組強化に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】西都市人権啓発推進協議会への委託 ・人権啓発講演会・研修会の実施 人権問題に対する理解と認識を深めることを目的に実施 開催日：5月29日(水) 対象：西都市人権啓発推進協議会委員、市職員	委託料：60万円 開催数：1回(±0) 参加者数：72名(+3) (委員37名、職員35名)	市民協働推進課	3	4
【再掲】街頭啓発活動(6月1日、12月4日)	チラシ、啓発物品240セット配布		3	4
【再掲】人権に関するポスター募集・展示 募集期間：7月3日(水)～9月6日(金) 展示期間：12月4日(火)～10日(火)	応募総数：467点(-176) 受賞作品数：40点(-4) 展示会場：ガイダンスセンター このはな館		3	3

【審議会委員評価】	総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・市の方針を明確にして、職員が研修等に参加しやすい環境整備や回数の増加、内容の検討もしてほしい。 ・児童の安全確保に、行政、警察、地域、企業、学校の連携は不可欠であるので、今後も継続して取り組んでほしい。 ・概ね計画通りに進んでいる。 ・市職員も、男女共同参画や人権について知識として身につけているだけではなく、真摯に向き合ってもらうことを期待します。 	4

【基本目標Ⅱ】 様々な分野における女性の活躍【女性活躍推進計画】

【重点目標Ⅱ-1】政策・方針決定過程への女性参画拡大

職場や地域、家庭など様々な分野で、男女が平等に参画する機会を得ることは、多様な意見を反映する観点から極めて重要です。

特に市の政策・方針を検討する審議会などでは、性別に偏りがなく、社会の対等な構成員として、共に参画することが必要です。本市において審議会などの女性委員の登用について、男女が共に意思決定過程に積極的に参画し、責任を担うとともに、多様な意思が政策・方針決定に公平・公正に反映されるために、女性の意欲と能力を高め、様々な分野で活躍できる取組を進めます。

① 審議会等^{*1} 委員の女性登用推進

審議会等への女性の登用について目標値を達成するために、積極的な女性登用を図るとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
西都市における審議会等の女性登用率	登用率：30.8%(+0.4%)	全庁	2	3

審議会等への女性登用の必要性を啓発するために、市職員等に対して男女共同参画に対する意識の啓発に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
<p>【再掲】男女共同参画職員研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する取組に参加する機会の少なかった年代の意識改革を行うことを目的に実施 ・将来を担う若年層を対象に、ワークショップを通じて男女共同参画の施策に対する基礎理解を深めることを目的に実施 ・女性職員が若いうちから自分のキャリアデザインを考え、職域等を超えた人的ネットワーク形成することを目的に実施 	<p>開催日：7月5日(金) 参加者数：33名</p> <p>開催日：11月1日(金) 参加者数：22名</p> <p>開催日：2月20日(木) 参加者数：30名</p>	市民協働推進課	3	4

市役所における女性職員の管理職への登用や職域拡大に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
<p>「西都市特定事業主行動計画」に係る情報の公表</p> <p>本市の特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を市HP（ホームページ）にて公表した</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の採用割合 25% ・年代別女性職員の割合 50歳代 19.8% 40歳代 27.5% 30歳代 31.9% 20歳代以下 40.9% ・各役職段階の職員の女性割合 課長級 4.0% (目標値：R2年度末10%) 課長補佐級 21.3% (目標値：R2年度末20%) 係長級 27.8% (目標値：R2年度末30%) 	総務課	3	3

*1 審議会等

審議会等とは、審議会のほかに協議会、審査会、調査会、委員会、会議等の名称を持つものがある。これらは、法令もしくは条例等を根拠に設置されるものをいう。

管理指導的な立場への女性登用を図るよう、各種公共団体、民間団体・企業等へ要請し、あらゆる機会における女性の積極的登用を促進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
各種団体に対する啓発活動 西都市人権啓発推進協議会に参加する農林業・商工業団体等に対し、男女共同参画情報誌や啓発資料等を送付	情報誌の送付：3回(±〇)	市民協働推進課	3	4
女性活動団体への協力支援 登録してある女性団体に対して、情報の提供や協力をを行う（登録活動団体 15 団体）	情報誌の送付：3回(±〇) ※その他必要に応じて各種講座等の案内を送付		3	4
企業等への情報提供 市内の誘致企業に対して、情報の提供や協力をを行う	情報誌の送付：3回(±〇)		3	4

○地方自治法（180条の5）に基づく審議会等関係

審議会等名		平成 30 年 4 月 1 日現在			平成 31 年 4 月 1 日現在		
		委員		内女性	委員		内女性
		総数	人数	割合	総数	人数	割合
1	教育委員会	4	2	40.0%	4	2	50.0%
2	選挙管理委員会	4	1	25.0%	4	1	25.0%
3	公平委員会	3	1	33.3%	3	1	33.3%
4	監査委員	2	0	0.0%	2	0	0.0%
5	農業委員会	31	4	12.9%	30	4	13.3%
合 計		44	8	18.2%	43	8	18.6%

○地方自治法（202条の3）に基づく審議会等関係

審議会等名	平成30年4月1日現在			平成31年4月1日現在		
	委員	内女性		委員	内女性	
	総数	人数	割合	総数	人数	割合
1 西都市防災会議	37	3	8.1%	39	3	7.7%
2 西都市国民保護協議会	35	3	8.6%	39	4	10.3%
3 西都市男女共同参画審議会	15	8	53.3%	15	8	50.0%
4 西都市市民協働推進委員会	14	6	42.9%	14	4	28.6%
5 西都市企業立地促進審議会	9	1	11.1%	11	2	18.2%
6 西都市都市計画審議会	14	1	7.1%	14	2	14.3%
7 西都市景観審議会	13	2	15.4%	13	2	15.4%
8 西都市スポーツ推進審議会	6	1	16.7%	6	2	33.3%
9 西都市農用地利用対策審議会	14	1	7.1%	14	1	7.1%
10 西都市国民健康保険運営協議会	12	2	16.7%	12	3	25.0%
11 西都市・西米良村介護認定審査会(広域)	14	3	21.4%	14	3	21.4%
12 地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会	5	1	20.0%	5	1	20.0%
13 西都市民生委員推薦委員会	14	5	35.7%	14	5	35.7%
14 西都市立保育所苦情解決第三者委員	3	1	33.3%	3	1	33.3%
15 西都児湯障害認定審査会(広域)	7	1	14.3%	7	1	14.3%
16 西都市障害者自立支援協議会	14	4	28.6%	14	4	28.6%
17 西都市子ども・子育て会議	15	5	33.3%	15	5	33.3%
18 西都市奨学生選考委員会	8	4	50.0%	8	4	50.0%
19 西都市国際交流資金貸付選考委員会	8	4	50.0%	8	4	50.0%
20 西都市学校給食共同調理場運営審議会	12	4	33.3%	12	4	33.3%
21 社会教育委員会	10	3	30.0%	10	3	30.0%
22 公民館運営審議会	10	3	30.0%	10	3	30.0%
23 図書館協議会	8	4	50.0%	8	4	50.0%
24 文化財保存調査委員会	6	0	0.0%	7	0	0.0%
25 西都市歴史民俗資料館運営協議会	6	0	0.0%	6	0	0.0%
26 西都市議会情報公開審査会	-	-	-%	5	2	40.0%
合 計	309	70	22.7%	322	74	23.1%
広域で設置されている審議会等と除く場合	288	66	22.9%	301	70	23.3%

※地方自治法第180条の5、第202条の3については17~19ページをご参照ください。

○ 審議会等女性登用率の動向

年 度	審議会数	委員総数	内女性数	女性委員 の割合	前年度比
平成 25 年度	52	727	198	27.2%	-1.6%
平成 26 年度	51	728	218	29.9%	+2.7%
平成 27 年度	47	687	211	30.7%	+0.8%
平成 28 年度	45	686	219	31.9%	+1.2%
平成 29 年度	50	765	233	30.5%	-1.4%
平成 30 年度	50	744	226	30.4%	-0.1%
令和 元 年度	55	762	235	30.8%	+0.4%

○ 国・県との比較（地方自治法 202 条の 3 に基づく審議会等で比較した場合）

年度	西都市(広域を除く)	宮崎県市町村平均	全国市町村平均
平成 25 年度	19.3%	20.4%	24.2%
平成 26 年度	21.7%	21.9%	25.1%
平成 27 年度	22.2%	22.5%	25.6%
平成 28 年度	23.1%	23.5%	26.0%
平成 29 年度	23.0%	22.9%	26.2%
平成 30 年度	22.9%	23.3%	26.3%
令和 元 年度	23.5%	23.5%	26.0%

第 4 次西都市総合計画後期基本計画において、審議会等における女性登用率の目標値を「平成 32 年までに 33%」としています。

○市内事業所における管理職等登用状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）（対象事業所 6 事業所）

区分	性別	人数	割合	女性の増減 前年度比
総従業員数 1,132 名	男性	580	51.2%	-2.0%
	女性	552	48.8%	
役職者数 141 名	男性	127	90.1%	+0.9%
	女性	14	9.9%	
内 訳	部 長 級 13 名	(男性) 13	100.0%	0%
	(女性) 0	0.0%		
	次 長 級 2 名	(男性) 2	100.0%	0%
	(女性) 0	0.0%		
	課 長 級 60 名	(男性) 56	93.3%	0%
	(女性) 4	6.7%		
係 長 級 66 名	(男性) 56	84.8%	+2.0%	
	(女性) 10	15.2%		

○市役所における管理職等登用状況（平成31年4月1日現在）

区分	性別	人数	割合	女性の増減 前年度比
総職員数 381名	男性	273	71.7%	0.8%
	女性	108	28.3%	
役職者数 221名	男性	169	76.5%	-1.4%
	女性	52	23.5%	
内訳	課長級 27名	(男性)	25	92.6%
		(女性)	2	7.4%
	課長補佐級 80名	(男性)	63	78.8%
		(女性)	17	21.3%
	係長級 114名	(男性)	81	71.1%
		(女性)	33	28.9%

※県からの出向者を除く

総従業員数100名以上の市内企業を対象に女性役職の登用状況を調査したところ、従業員数1,132名に対し、役職者数が141名（全体の約12.5%）で、その内女性は14名（役職者数の9.9%）でした。

また、市役所における管理職等の登用状況は、総職員数381名に対し、役職者数が221名（全体の約58.0%）で、その内女性は52名（役職者数の23.5%）でした。

○審議会等 女性委員登用状況 (平成31年4月1日現在)

課・室等	審議会等名	根拠条例		広域		委員数 総数	女性登用率
		地方自治法 180条の5 202条の3	地方自治法 180条の5	根拠条例	広域		
総務課	西都市選挙管理委員会	○		西都市児湯いじめ問題調査委員会共同設置規約		4	1 25.0%
	西都市児湯いじめ問題調査委員会			西都市地域公共交通会議設置要綱		3	2 66.7%
総合政策課	西都市地域公共交通会議			西都市地域公共交通会議設置要綱		15	4 26.7%
	西都市防災会議	○		西都市防災会議条例		39	3 7.7%
危機管理課	西都市国民保護協議会			西都市国民保護協議会条例		39	4 10.3%
	西都市男女共同参画審議会	○		西都市男女共同参画推進条例		15	8 53.3%
市民協働推進課	西都市市民協働推進委員会			西都市市民活動推進条例		14	4 28.6%
	西都市企業立地促進審議会	○		西都市企業立地促進条例		11	2 18.2%
商工観光課	西都市都市計画審議会			西都市都市計画審議会条例		14	2 14.3%
	西都市景観審議会	○		西都市景観基本条例		13	2 15.4%
スポーツ・振興課	西都市商店街空き店舗活用推進事業選考委員会			西都市商店街空き店舗活用推進事業補助金交付要綱		7	3 42.9%
	西都市スポーツ推進審議会	○		西都市スポーツ推進審議会条例		6	2 33.3%
農政課	西都市スポーツ推進委員			西都市スポーツ推進委員に関する規則		19	7 36.8%
	農地利用対策審議会委員	○		西都市農用地利用対策審議会条例		14	1 7.1%
農地林政課	西都市狼害対策協議会			西都市狼害対策協議会規約		15	0 0.0%
	西都市有害鳥駆除対策協議会			西都市有害鳥駆除対策協議会規約		5	0 0.0%
生活環境課	西都市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会			西都市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会設置要綱		14	2 14.3%
	西都市国民健康保険運営協議会			西都市国民健康保険運営協議会規約		12	3 25.0%
健康管理課	西都市食生活改善推進員			西都市食生活改善推進員設置要綱		58	54 93.1%
	西都市歯科保健推進協議会			西都市歯科保健推進協議会要綱		13	6 46.2%
	西都市健康づくり推進協議会			西都市健康づくり推進協議会設置要綱		18	6 33.3%
	西都市介護保険事業計画策定委員会			西都市介護保険事業計画策定委員会要綱		17	5 29.4%
	西都市地域包括支援センター運営協議会			西都市地域包括支援センター運営協議会設置要綱		17	3 17.7%

課・室等	審議会等名	地方自治法		根拠条例		広域 総 数	委員数 総 数	女性 登用率
		180条の5	202条の3	西都市地認定審査会	西都市地域密着型サービス運営委員会			
健康管理課	西都市・西米良村介護認定審査会	○		西都市地認定審査会	西都市地認定審査会	17	3	17.7%
	西都市在宅医療・介護連携推進協議会			介護保険法第14条 西都市西米良村介護認定審査会設置要綱	○	14	3	21.4%
	西都市認知症施策推進会議			西都市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱		17	2	11.8%
	西都市生活支援体制整備協議会			西都市認知症施策推進会議設置要綱		12	4	33.3%
	西都市地域ケア会議			西都市生活支援体制整備協議会設置要綱		19	7	36.8%
	地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会条例	○		西都市地域ケア会議設置要綱		7	4	57.1%
地域医療対策室	西都市民生委員推薦委員会	○		地方自治法第138条の4 地方独立行政法人法第11条 地方独立行政法人西部児湯医療センター評価委員会条例		5	1	20.0%
	西都児湯障害認定審査会	○		民生委員法第8条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条 西都児湯障害認定審査会共同設置規約	○	7	1	14.3%
	西都市障害者自立支援協議会			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条3 西都市障害者自立支援協議会設置要綱		14	4	28.6%
	西都市老人ホーム入所判定委員会			西都市老人ホーム入所判定委員会設置要綱		6	3	50.0%
	西都市立保育所苦情解決第三者委員会	○		社会福祉法第82条 子ども・子育て支援法第77条		3	1	33.3%
	西都市子ども・子育て会議	○		子ども・子育て支援法第77条 地方自治法180条の5	○	15	5	33.3%
教育政策課	西都市教育委員会	○		西都市教育委員会		4	2	50.0%
	西都市選学生選考委員会	○		西都市選学生選考委員会		8	4	50.0%
	西都市国際交流資金貸付選考委員会	○		丸山国際交流資金貸付基金条例		8	4	50.0%
	学校給食共同調理場運営審議会 学校給食共同調理場運営審議会 学校調理員	○		西都市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例 西都市立学校評議員の設置及び運営に関する要綱		12	4	33.3%
	教育支援委員会（旧就学指導委員会）			西都市教育支援委員会規則 (旧西都市就学指導委員会規則)		51	12	23.5%
						26	20	76.9%

課・室等	審議会等名	地方自治法		根拠条例		広域	委員数 総数	女性 登用数	女性 登用率
		180条の5	202条の3						
教育政策課	西都児湯いじめ問題対策専門家委員会			西都児湯いじめ問題対策専門家委員会共同設置規約	○	○	5	1	20.0%
	社会教育委員会	○		西都市社会教育委員条例		○	10	3	30.0%
	公民館運営審議会	○		西都市公民館条例		○	10	3	30.0%
	図書館協議会	○		西都市市立図書館条例		○	8	4	50.0%
	文化財保存調査委員会	○		西都市文化財保護条例		○	7	0	0.0%
	歴史民俗資料館運営協議会	○		西都市歴史民俗資料館の設置及び管理条例		○	6	0	0.0%
	青少年育成センター指導委員	○		西都市青少年育成センター規則		○	19	1	5.3%
社会教育課	都於郡城跡力イダンスセンター建設検討委員会			都於郡城跡力イダンスセンター建設検討委員会設置要綱		○	9	2	22.2%
	日向国府跡保存整備検討委員会			日向国府跡保存整備検討委員会設置要綱		○	7	1	14.3%
	議会事務局	○		西都市議会情報公開条例		○	5	2	40.0%
	監査事務局	○		地方自治法180条の5		○	2	0	0.0%
	西都児湯公平委員会	○		地方自治法180条の5		○	3	1	33.3%
農業委員会	西都市農業委員会	○		地方自治法180条の5		○	30	4	13.3%
		5	26			H31	762	235	30.8%

② 女性人材の育成・確保

幅広い分野からの女性の登用を促進するために、女性の人材情報の収集に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、人材の発掘に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】西都市における審議会等の女性登用率	登用率：30.8%(+0.4%)	全庁	2	3

女性が活躍できる能力を身につけるため、様々な分野における女性への学習機会の提供を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
西都市働く婦人の家の指定管理運営 女性労働者の福祉の増進と地位の向上を図ることを目的として設置・運営。職業生活及び家庭生活に必要な知識及び技能の習得のための講習、実習等を開催	施設利用者延べ人数： 12,035名(-739) (女性労働者：3,290名、主婦：2,277名、その他：6,468名)	商工観光課	3	3
市公民館講座の開設(通年、単発含む)	目標値：12講座、200名 講座数：10講座(-5) 受講者：161名(-34) (男性45名、女性116名)	社会教育課	3	3
各地区公民館講座の開設	目標値：15講座、240名 講座数：15講座(+1) 受講者：203名(+31) (男性29名、女性174名)		4	4
図書館における図書等の購入	目標値：5冊 購入数：2冊(+2)		3	3

様々な分野への女性の参画を促進するため、啓発や学習・研修活動等を通じて、女性の人材育成を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】男女共同参画講演会の開催 男女共同参画の推進を図るため希望する団体等に講師の派遣を行う	開催数：6回(+2回) 参加者数：231名(+71)	市民協働推進課	4	4

【審議会委員評価】	総合評価
<ul style="list-style-type: none"> 女性登用率が低い要因として、人材不足、経験不足が考えられる。積極的な掘り起こしを進めるとともに、人材育成対策を講じていくよう考えてもらいたい。また、女性団体の数を増やす努力もしてほしい。 「6次産業化や空き家（店舗）」活用に関する事業については、女性の意向調査等を実施して、実績が得られるような魅力ある事業に取り組んでほしい。 女性起業家、空店舗経営者など起業家等の広報紙でのPRは続けた方が良いが目を引く載せ方の工夫を希望する。 	4

【重点目標Ⅱ-2】働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

男女の就業に関しては、昭和 60 年（1985 年）に「男女雇用機会均等法^{*1}」が成立し、改正を経て現在に至っているほか、平成 7 年（1995 年）には男女が子育てや介護を続けながら働き続けられるよう「育児・介護休業法^{*2}」が改正されました。また、パートタイマーの労働環境や待遇などの正社員との格差の問題の解決に向けて、平成 20 年（2008 年）に「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（改正パートタイム労働法）」が施行されました。

さらに、職業における男女間の格差の解消や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{*3} の実現を目指し、女性の個性と能力が十分に発揮できるよう平成 27 年（2015 年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。このように、男女が平等な立場で共に働く環境整備を促進するための法制度は整備されてきていますが、実際に職場の環境が整備されるためには、企業などにおいて正しく法律が理解され、遵守されることが必要不可欠です。

働きたい女性が妊娠中及び出産後も継続して働き続けられるよう職場環境の整備と再就職制度の充実や能力開発への支援、男性も育児・介護等ができる環境づくり、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

① 雇用の場における男女間格差の解決

男女雇用機会均等法の履行確保のため、関係機関と連携しながら、企業・事業者に対する周知を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
市広報紙を通じた広報（女性活躍推進法）	・1月1日号「お知らせ」掲載	商工観光課	5	5

各種の広報等を通じて、就労における男女平等意識が浸透するように努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】市広報紙や市 HP（ホームページ）、FB（フェイスブック）等にて記事を掲載	随時	総合政策課	5	5
【再掲】男女共同参画週間（6/23～6/29）の周知啓発	・6月1日号「お知らせ」掲載 ・市民課前ロビー・図書館でのパネル、パンフレット、幟旗の掲出	市民協働推進課	3	4

*1 男女雇用機会均等法

職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇級・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。

*2 育児・介護休業法

労働者の仕事と育児や介護を両立できるように支援するための法律。民間事業主に対して、雇用した男女労働者から、育児や介護の申請があった場合、雇用関係を継続したまま、一定期間の休暇を与えることを認めるよう義務付けている。

*3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自らの希望するバランスで展開できる状況のことをいう。

職場などにおいて、働きながら安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を促進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
育児休業制度の取得率 （目標値：R7 年度末 10%以上） 男性職員 0% （目標値：R7 年度末 90%以上） 女性職員 100%		総務課	3	3
市広報紙を通じた広報(次世代育成支援対策推進法「くるみん認定」)	・2月1日号「お知らせ」掲載	商工観光課	5	5

企業・事業者における女性の能力発揮のための積極的な取組の促進を図るため、関係機関と連携しながら情報の提供等を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
市広報紙を通じた広報(女性活躍推進法「えるぼし認定」)	・2月1日号「お知らせ」掲載	商工観光課	5	5

セクシュアル・ハラスメント^{*1}に関する雇用管理上の配慮を徹底し、企業・事業者に対する意識の啓発を促進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】企業等への情報提供 市内の誘致企業に対して、情報の提供や協力をを行う	情報誌の送付：3回(±O)	市民協働推進課	3	4
市広報紙を通じた広報(男女雇用機会均等法)	・1月15日号「お知らせ」掲載	商工観光課	5	5

② 多様な働き方を支援するための就労環境の整備

ワーク・ライフ・バランスを支援する観点から、特に女性の働きやすい環境づくりに向けて、企業・事業者及び行政が連携して気運の醸成に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
市広報紙を通じた広報(県事業「仕事と家庭の両立応援宣言」に賛同する企業・事業所募集)	・8月1日号「お知らせ」掲載	商工観光課	5	5

働く場において、多様な人材（特に女性）がその能力を発揮できるように、職業能力の習得・向上に向けた講座等の実施や情報の提供を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】職業能力開発事業 職業訓練法人に対する補助	・補助要件を満たさず補助金未交付〇件(±O)	商工観光課	2	2

パートタイム労働者の雇用管理改善等に関する法律及び指針の周知を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
市広報紙を通じた広報(パートタイム・有期雇用労働法)	・1月15日号「お知らせ」掲載	商工観光課	5	5

*1 セクシュアル・ハラスメント

職場または教育現場において、優越的地位や継続的関係を利用して行われる相手方の意に反する性的な言動によって、相手方に不利益を与えたり、不快感を与えて環境が害されたりすること。

③ 就業条件・環境の整備

労働に対する正当な評価、就業環境、就業条件の整備を図り、家族一人一人の経済的地位の向上に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
市広報紙を通じた広報(改正労働者派遣法)	・1月15日号「お知らせ」掲載	商工観光課	5	5
家族経営協定の締結推進 経営主の配偶者や後継者の経営参画及び家事の分担等を明確にする	締結件数：231件(+5)	農業委員会	5	5
農業者年金加入促進	加入者数：366件(±0) 女性加入：96件(+2)		5	5

知識や技術、経営管理能力の取得のための研修や交流等を促進し、技術・経営管理能力の向上を図ります

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
創業支援 新規開業を目指す人への支援として、実践創業塾及び経営計画セミナーに関するカリキュラムを実践	創業塾参加者：9名(-6名) (男性7名、女性2名)	商工観光課	4	4

生産と生活の両面において、過重な負担を負うことがないように、育児や介護等の両立を支援するための支援体制の整備に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
市広報紙を通じた広報(仕事と育児/仕事と介護の両立支援無料相談支援)	・2月1日号「お知らせ」掲載	商工観光課	5	5

農商工連携^{*1}、6次産業化^{*2}につながる可能性のある食品加工グループの育成に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
実施事業なし	未実施	商工観光課	1	1
6次産業化推進事業補助金(市) 食料産業・6次産業化交付金(国)	件数：1件 件数：1件	農林課	3	3

*1 農商工連携

職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇級・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大に取り組むもの。

*2 6次産業化

地域の第1次産業とそれに関連する第2次・第3次産業（加工販売等）に係る事業の融合等により、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組である。

女性の起業を促進するため、情報の提供、人材の育成、資金の確保など様々な面からの支援に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】創業支援 新規開業を目指す人への支援として、実践創業塾及び経営計画セミナーに関するカリキュラムを実践	創業塾参加者：9名(-6) (男性7名、女性2名)	商工観光課	4	4
商店街空き店舗活用推進事業 空き店舗を有効活用して商店街の機能充実や活性化にチャレンジする事業者や市民団体の起業を支援するため、開業資金・家賃への補助を実施	実施者数：3名(-2) (男性1名、女性0名、法人2名) 採択件数：0件		2	2

<参考>

○ 西都市の家族経営協定締結件数

年度	件 数	総 計	前年度比
26年度	12	186	+12
27年度	5	190	+4
28年度	7	197	+7
29年度	6	203	+6
30年度	5	208	+5
元 年度	5	213	+5

○ 県内の家族経営協定締結件数

年度	件 数	総 計	前年度比
26年度	63	1,743	+16
27年度	45	1,797	+54
28年度	122	1,882	+85
29年度	113	1,955	+73
30年度	96	2,046	+91
元 年度	80	2,012	-34

※ 総計には離農者数等が反映されているため、締結件数と前年度比が一致しない場合があります。

④ 女性のチャレンジ・再雇用支援

再就職を希望する女性に対して、積極的な情報の提供を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
市HP（ホームページ）を通じた広報(ハローワーク情報誌)	毎週月曜日に更新	商工観光課	5	5

技術・技能の習得等に関する講座・研修の開催を検討し、女性のチャレンジに関する相談体制の充実を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】創業支援 新規開業を目指す人への支援として、実践創業塾及び経営計画セミナーに関するカリキュラムを実践	創業塾参加者：9名(-6) (男性7名、女性2名)	商工観光課	4	4

関係機関と連携し、女性のチャレンジに関する仕組みづくりや情報交換に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】創業支援 新規開業を目指す人への支援として、実践創業塾及び経営計画セミナーに関するカリキュラムを実践	創業塾参加者：9名(-6) (男性7名、女性2名)	商工観光課	4	4

<p>【審議会委員評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報中心の施策となっており着実に実施されているが、その効果については確認できない。二次評価が高く、過度の評価になっている可能性もあるので、その効果について評価の参考となる指標みたいなものがほしい。 ・働きやすくなるように、職場又は託児所を設けるなど、地元企業との連携の必要性を感じる。 ・幼児教育から「男女共同参画」を取り入れていくのも良いと思う。 ・市職員（男性）の育児休業制度取得率が0%であるが、今後取得率が上がるような取り組みを考えてもらいたい。 ・急な変化は難しいので、10年後、20年後に向けて努力を続けて欲しい。 	総合評価 4
--	-------------------

【重点目標Ⅱ-3】仕事と家庭・地域生活の両立支援体制の整備

夫婦共働き世帯の増加など、家族の形が変化している近年、子育てや介護等を男女が共に担っていくことが重要です。しかし、わが国では、男性中心型労働慣行が依然として根付いており、子育てや介護等を主として女性が担っている場合が多く、働きたい女性が思うように活躍できず、負担が女性に偏っているのが現状です。

仕事と子育て・介護等を両立できる環境整備は、男性中心型労働慣行を見直し、子育てなどの支援や地域社会と連携した取組を推進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組の推進に努めます。

① 仕事と生活との調和のための体制整備の促進

固定的な性別役割分担意識の解消に向けた広報啓発活動を図り、ワーク・ライフ・バランスを促進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】市広報紙や市HP（ホームページ）、FB（フェイスブック）等にて記事を掲載	随時	総合政策課	5	5

希望すれば、育児休業・介護休業を取得できるよう、企業・事業者に対して制度の一層の整備を促進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
市広報紙を通じた広報（育児・介護休業法）	・1月15日号「お知らせ」掲載	商工観光課	5	5

関係機関と連携しながら、仕事と育児・介護等の両立のための制度の定着促進を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
市広報紙を通じた広報（両立支援等助成金「育児休業等・出生時両立支援」）	・3月1日号「お知らせ」掲載	商工観光課	5	5

男性の育児休業制度・短時間労働勤務制度の利用の促進、いわゆる「イクメン」の啓発に取り組みます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
配偶者の出産に伴う休暇制度について対象男性職員に文書等で周知を行う	男性職員の出産補助休暇等取得率：60%(-38%) (目標値：90%以上)	総務課	3	3
【再掲】市広報紙を通じた広報(両立支援等助成金「育児休業等・出生時両立支援」)	・3月1日号「お知らせ」掲載	商工観光課	5	5

就業環境の整備を図り、家庭や地域活動への男性の参画を促進するとともに、仕事と生活が両立できる基盤づくりに努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
ノー残業デーの実施	毎週水曜日をノー残業デーとした	総務課	4	4
【再掲】市広報紙を通じた広報(両立支援等助成金「育児休業等・出生時両立支援」)	・3月1日号「お知らせ」掲載	商工観光課	5	5

ワーク・ライフ・バランスを実現するために「家族の理解と協力」が得られるように、気運の醸成・啓発に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】男女共同参画週間(6/23~6/29)の周知啓発	・6月1日号「お知らせ」掲載 ・市民課前ロビー・図書館でのパネル、パンフレット、幟旗の掲出	市民協働推進課	3	4
女性団体の育成と組織の強化	西都市地域婦人連絡協議会会員：62名	社会教育課	5	5

【審議会委員評価】	総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と子育て、介護等を両立できる環境整備についての広報は大変充実しているが、特に男性の育児休業、短時間労働勤務制度等を広報する場を設けたらどうだろうか。 ・中小企業等の休業取得体制ができるよう、関係機関と連携して支援していくと、仕事と生活の調和が一層図られていくのではないだろうか。 	4

【重点目標Ⅱ-4】農林業・商工業等の自営業における男女共同参画の確立

人口減少や少子高齢化が進む中、本市の人口も減少傾向で推移することが予測され、それに伴い就業人口も減少することが見込まれています。

本市の男女別産業分類別就業者数では、男女ともに「農業」の就業者数が最も多くなっていますが、慣行や習慣によって女性の意見が事業の内容に反映しにくい状況が多く、男女が共に希望に応じて安心して働き、暮らしていくことができる地域社会の実現が不可欠です。

農林水産業や商工業の自営分野においても、6次産業化の進展に伴い、女性の役割がますます高まっています。女性が男性の対等なパートナーとして積極的に経営等に参画できるようにするために、研修会や講習会等の支援、家族経営協定^{*1}の普及及び有効な活用を含め女性の経済的向上に必要な取組を推進します。

① 男女共同参画意識の啓発

農林業・商工業等の自営業を対象とした男女共同参画のための啓発活動の促進や講座・講演会等の開催に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】創業支援 新規開業を目指す人への支援として、実践創業塾及び経営計画セミナーに関するカリキュラムを実践	創業塾参加者：9名(-6) (男性7名、女性2名)	商工観光課	4	4
農業次世代人材投資事業 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する資金の交付を実施	交付者数：22組、24名(+5) (男性21名、女性3名)	農林課	3	3

農林業・商工関係団体への女性の参画を促進し、これらの分野における方針決定の場への女性の参画拡大を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
実施事業なし	未実施	商工観光課	1	1
認定農業者の育成・確保	認定農業者数：790件 うち、女性が代表名義：37件 共同申請件数：73件 うち、女性が共同名義：8件	農林課	3	3

【審議会委員評価】	総合評価
・消費活動における女性の「生の声」を聞ける事業の実施や、女性の参加、参画を増やす施策の充実を希望する。 ・一部取り組みが不十分なところがある。	3

*1 家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決める協定のこと。

【重点目標Ⅱ-5】地域社会における男女共同参画の促進

市民や地域のニーズが多様化し、行政によるサービスだけでは対応することが難しくなっており、地域住民の積極的な参画による地域活動の活性化が重要となっています。

今後、高齢化社会の中で、高齢者など地域で過ごす人が増え、それに伴って地域の活動に参加する人も増えることが考えられます。これまで地域活動にあまり関わってこなかった人も参画しやすいような環境づくりや地域活動の担い手育成が必要です。

① 地域活動における女性の参画促進

地域活動における女性の参画を促進するため、男女共同参画の視点や市民のニーズを取り入れた広報啓発活動の充実を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
市民活動団体支援事業 市民活動登録団体によるネットワーク協議会への支援	登録活動団体：22 団体(-2)	市民協働推進課	3	3

女性グループ・団体等の活動を促進するため、人材の育成、家族等の理解、ネットワーク化などを支援します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
女性活動団体への協力支援 登録してある女性団体に対して、情報の提供や協力をを行う	登録活動団体：15 団体(±0)	市民協働推進課	3	3

就業環境の整備を図ることで、地域活動へ参加しやすい環境の整備を促進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
地域サポーターによる地域づくり協議会への支援 地域づくり協議会からの養成に応じて、事業への参加、準備や片付け、駐車場整理等の支援を行う	参加事業数：18 事業(+4)	市民協働推進課	4	4

地域づくり協議会と連携して自治会活動、自主防災活動に女性の積極的な参加を促進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
女性の地域防災士の自主防災活動への参加 女性視点の防災への取り組みを充実させる	市民向け防災講話での呼びかけ (目標)年 12 回 (実績)年 14 回	危機管理課	3	4
地域づくり協議会による防災活動の実施 防災講習会、避難訓練支援、視察研修	開催数：5 回(+3)	市民協働推進課	3	4

子どもたち（保護者を含む）に地域の子ども会育成会・スポーツ少年団等の活動を通じて、男女共同参画の必要性を啓発します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
施策なし	特になし	スポーツ振興課	3	1
子ども会イン・リーダー教室の開催	開催数：14 回(-4) 対象者：各小学校の4～5年生	社会教育課	4	4

市民一人一人が地域や職場、社会において環境保全活動に積極的に参加することを支援します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
再生の森「環境サマーフェスタ 2019」	開催日：8月18日(日) 参加人数：510名(+10)	生活環境課	4	4
再生の森「環境フェスタ 2020」	開催日：2月2日(日) 参加人数：610名(-90)		4	4
ボランティア清掃活動	活用団体数：23団体(認知数) 活動総人数：3,010名		4	4

② 市民と行政との協働によるまちづくり・市民活動の推進

市民が地域活動をしやすい環境づくりに努めるとともに、地域間におけるネットワーク形成を促進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
各地域づくり協議会への支援 (地域づくり協議会7地区)妻北・妻南・穂北・三納・都於郡・三財・東米良	事務支援、各協議会実施事業等の運営補助	市民協働推進課	3	4
地域コミュニティへの支援事業 ・「協働の地域づくり懇談会」の開催(5地区) ・「地域づくり講演会」の開催 開催日：2月8日(土)	・参加延人数：190名(-75) ・参加延人数：207名(+27)		3	4

積極的な情報の提供と活動支援に努め、地域における市民活動を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
市民提案型まちづくり事業 市民団体等が自主・自発的に行うまちづくり事業に対して、事業の経費の一部を補助する	補助団体数：2団体(+1)	市民協働推進課	3	3

男女共同参画の視点に立った地域コミュニティを構築するために、地域における男女共同参画意識の啓発を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
地域づくり協議会による男女共同参画講演会の開催	開催数：0回(-1) ※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止	市民協働推進課	3	3

広報活動を充実させ、地域における男女共同参画社会の実現に向けた意識と基盤づくりを推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】市広報紙や市HP(ホームページ)、FB(フェイスブック)等に記事を掲載	随時	総合政策課	5	5
男女共同参画啓発品の配布 人権街頭キャンペーン、男女共同講演会等でパンフレット及び啓発品を配布	配布部数：471部(+26)	市民協働推進課	3	4

③ 国際理解・協力の推進

男女平等に対する国際的な取組について、情報の提供を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
男女平等に対する国際的な取組について、情報の提供を図る	実績なし	総務課	1	1
【再掲】男女共同参画週間(6/23～6/29)の周知啓発	・6月1日号「お知らせ」掲載 ・市民課前ロビー・図書館でのパネル、パンフレット、幟旗の掲出	市民協働推進課	3	4

国際交流による幅広い視点を持つ人材の育成を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
天正遣欧少年使節ゆかりの地海外派遣事業 少年使節団にゆかりのある長崎県4市1町及び西都市の中学生が少年使節団の顕彰と青少年健全育成を図る	実施日：8月5日～8月12日 場所：イタリア 参加者：2名 (男子1名、女子1名) 引率者：1名 ※全体参加中学生は12名、団長及び引率者7名	総務課	5	5
台湾宜蘭縣羅東鎮との市民団体交流事業	・西都市スポーツ少年団 実施日：7月24日～7月27日 参加率：団員19名、保護者9名 引率者：3名 ・西都古墳太鼓保存会 実施日：7月26日～7月29日 参加者：11名	総務課	5	5
台湾交流事業 台湾の児童生徒と交流することにより、国際的視野を身につけるとともに、外国の文化や価値観を理解し尊重する意識を育む。また、グローバル化が進展する中で、言語を超え、積極的にコミュニケーションを取れるよう、世界共通の文化であるスポーツを手段として、国際交流を行い、グローバル社会を生き抜く力を養う	・実施日：7月5日～8日 場所：西都原運動公園野球場 種目：野球 参加者：約30名 団体：スポーツ少年団 ・実施日：7月12日～15日 場所：西都原運動公園野球場 種目：野球 参加者：約30名 団体：スポーツ少年団 ・実施日：7月19日～21日 場所：市内小学校体育館 種目：バスケットボール 参加者：約60名 団体：スポーツ少年団 ・実施日：8月5日～8日 場所：西都市民体育館 種目：バスケットボール 参加者：約80名 (妻高等学校、スポーツ少年団) ・実施日：8月6日～11日 場所：西都原運動公園野球場、 西地区野球場 種目：野球	スポーツ振興課	3	4

	<p>参加者：約 60 名 (妻高等学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施日：7月 24 日～27 日 場所：台湾 種目：野球 <p>参加者数：34 名(スポーツ少年団本部長、保護者、通訳、引率含む) (男性 30 名、女性 4 名)</p>			
ALT 配置による英語教育の充実	配置人数：4 名(-1)	教育政策課	5	5
英会話教室(公民館活動事業) 東米良地区館講座(全 12 回) 開催日：第 1 ・ 3 水曜 西都市公民館講座(全 39 回) 開催日：第 1 ～ 4 火曜	受講者数：52 名(-6) (男性 22 名、女性 23 名)	社会教育課	5	5

<p>【審議会委員評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域活動における女性の活躍促進」「市民と行政との協働によるまちづくり・市民活動の推進」「国際理解・協力の推進」は、一部取り組みが不十分なところもあるが継続的に実施されており、概ね良好と思われる。 男女共同参画の講師は、今後は身近な人で男女共同参画を促進、実践している方を紹介していただくと、より一層理解が深まるのではないかと思う。 中心街の公民館のない地域での防災活動があまりされていない気がする。災害時には男女の垣根を越えて協力が必要であるので、区長、班長を中心に定期的な防災訓練等の必要性を感じる。 	<p>総合評価</p> <p>4</p>
--	------------------------------------

【基本目標Ⅲ】 安全・安心な暮らしの実現

【重点目標Ⅲ-1】生涯にわたる健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会づくりの基本的な条件です。

特に女性は、その心身の状況が思春期、出産期、更年期等人生の各段階に応じて大きく変化し、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）^{*1} の視点に配慮しつつ、あらゆる人が生涯を通じて健康でいきいきと生活できるよう、男女の性差に応じた健康を支援するための主体的な健康づくり・健康維持を支える体制を充実させます。

① 性と妊娠・出産等に関する権利に対する意識の浸透・支援

妊娠・出産期の女性の健康支援に努めるとともに、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」について、正しい知識の普及に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
母子健康手帳の交付：週1回(火)	【目標値】 208人 【実績】 交付延人数：190名(+11)	健康管理課	5	5

性についての情報と学習機会の提供を図り、人権尊重・男女平等の精神を基盤とした性教育を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
小中学校における性教育 各学年年間指導計画に基づいて児童生徒の発達段階に応じた性教育を行う	市内の小中学校 14 校で実施	教育政策課	4	4
性に関する教育研究協議会への運営補助、教材等の補充 性に関する市内小中学校の教育研究事業を推進し、青少年の健全育成に資する	・講演会開催 14 校(±0) ・教材等の補充		4	4

② 健康の保持増進のための取組の推進

疾病の予防や健康管理意識を高めるため、広報活動等を通じた意識啓発活動を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
ライフステージに応じた知識の普及啓発	【目標値】 4,720人(101回) 【実績】 健康教育：4,988人(+168人)、 101回(-5)	健康管理課	3	4

*1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）家庭の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時期を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得る権利が出来るという基本的の権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。

様々な年代やライフスタイルに応じた健康管理が実施できるように、健康診査や健康相談の充実に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
西都市国保特定健康診査の実施 生活習慣病やその前兆であるメタボリックシンドロームを早期に発見し、予防・改善するため、個別検診及び集団検診を行う	【目標値】 特定健康診査受診率 55% 【実績】 ・特定健康診査受診率：34.1%(-1.3) ※令和元年度の実績は9月に確定するため令和2年4月速報値を記載	健康管理課	3	3

子宮がん・乳がん検診など、各種の健(検)診の受診率を高めるための啓発活動を積極的に推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
子宮がん・乳がん検診の実施	【目標値】 ・子宮がん検診受診者数(率)：17% ・乳がん検診受診者数(率)：13% 【実績】 ・子宮がん検診受診率：14.9%(+0.4) ・乳がん検診受診率：12.3%(+0.7)	健康管理課	3	3

健康や体力の保持・増進を推進し、気軽に参加できるスポーツ大会や教室等の開催の充実を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
このはなマラソン大会 開催日：3月15日(日) 会場：西都原公園折返しコースほか 対象：小学生以上の健康な人	エントリー者数：3,265名(+330) (男性1,929名、女性1,336名) ※令和元年度：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止	スポーツ振興課	3	3
西都市陸上競技記録会 開催日：5月25日(土) 内容：小学生以上を対象に各種の記録会を行う 対象：小学生以上	エントリー者数：439名(-113) (男性245名、女性194名) ※令和元年度：光化学オキシダントの影響により中止		3	3
西都市民力ローリング大会 開催日：6月16日(日) 対象：西都市内在住の人	参加者数：232名(-1) (男性174名、女性58名)		3	4
パークゴルフ大会(年3回開催) 開催日：6月26日(水) 10月2日(水) 2月13日(木) 対象：18歳以上	参加者数：293名(-35) (男性185名、女性108名)		3	4
ゲートボール大会(年2回開催) 開催日：4月26日(金) 9月27日(金) 対象：協会加入者で健康な人	参加者数：47名(-8) (男性25名、女性22名)		3	4
グラウンド・ゴルフ大会(年1回開催) 開催日：5月30日(木) 対象：西都市内在住の人	参加者数：170名(-4) (男性114名、女性56名)		3	4

西都市ロードレース大会 開催日：12月15日(日) 対象：小学5年生以上	※新田原基地工アフェスタと開催日が重なり、交通渋滞の悪化、警備態勢の不備が懸念されること。また、日程調整が困難であるため中止。		3	3
地域づくりによる介護予防事業「いきいき百歳体操」 高齢者が通いやすい公民館等において、市民主体の通いの場を週1回以上展開。DVDを見ながら30分間イスに座ってできる体操を実施する	【目標値】 実施箇所数：25箇所 【実績】 実施箇所数：26か所 参加者実入数：572名(+159) (男性136名、女性436名)	健康管理課	4	4
母子保健活動(6か月児・1歳6か月児・3歳時健診) 乳幼児の発育・発達以上の早期発見、育児に関する正しい知識の普及とともに、保護者同士の情報交換ふれあいの場とする	【実績】 開催数：29回(-2) 参加者数：525名(-101)		4	4
食生活改善推進員地区組織活動	【目標値】 回数57回 参加者数3,180名 【実績】 開催数：55回(±0) 参加者数：3,128名(-111)		3	5

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
母子・若年世代・男性・高齢者への料理講習会・試食配布	【目標値】 回数32回 参加者数658名 【実績】 開催数：37回(+1) 参加者数：838名(+33)	健康管理課	3	4
栄養講話(食育授業含む)	【目標値】 回数21回 参加者数249名 【実績】 開催数：23回(-20) 参加者数：370名(-413)		2	4

こころの健康問題に関する講座等を開催し、心身ともに健康であることの重要性を啓発し、相談体制の充実に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
自殺予防のための普及啓発事業(通年) 乳幼児健診や高齢者受給者証交付等において自殺予防グッズの配布を行う。また、自殺予防週間・自殺対策強化月間には、自殺予防展示・該当啓発活動を行う	【目標値】 テーマ展示 2回／年 街頭啓発活動 2回／年 相談窓口一覧配布 1回以上／月 【実績】 テーマ展示 1回 街頭啓発活動 1回 相談窓口一覧配布 1回以上／月 自殺予防の周知：101か所(+13) こころの相談ノート配布： 2,118名(+87) 自殺予防グッズ配布： 2,895名 (+405)	健康管理課	3	4

<参考>

○ 健(検)診実施状況

区分	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
結核	8,269	4,027	48.7%	8,517	3,812	44.8%	8,738	3,785	43.3%
肺がん	20,516	710	3.5%	20,353	778	3.8%	20,282	654	3.2%
胃がん	20,516	1,416	6.9%	20,353	1,303	6.4%	20,282	1,391	6.9%
子宮がん	13,725	2,041	14.9%	13,546	1,968	14.5%	13,412	2,001	14.9%
乳がん	12,607	1,380	10.9%	12,491	1,445	11.6%	12,393	1,530	12.3%
大腸がん	20,516	2,264	11.0%	20,353	2,596	12.8%	20,282	2,240	11.0%
前立腺がん	7,577	607	8.0%	7,547	589	7.8%	7,535	592	7.9%
6か月児	216	213	98.6%	202	199	98.5%	152	151	99.3%
1歳 6か月児	194	192	99.0%	204	201	99.5%	198	196	99%
3歳児	203	198	97.5%	232	226	97.4%	180	178	99%
特定健診*4	6,934	2,530	36.5%	6,721	2,380	35.4%	6,606	2,413	36.5%

乳幼児健診は受診率が高く、その他の健(検)診は受診率が低い傾向にあります。

市民が充実した生活を送るためには、心身の健康づくりはとても重要なことであるため、今後さらに各種健(検)診の周知・啓発を行うことが必要と思われます。

(備考)

- 対象者は、国の方針により対象年齢の全住民としています。
- 子宮がん・乳がん検診について
受診者数は、検診受診者に前年度検診受診者を足した数から2年連続受診者を引いた数を計上しています。
- 1歳6か月児・3歳児健診について
対象者数は、対象者数から児童の理由による未受診者数を引いた数を計上しています。
- 特定健診は、国民健康保険被保険者の40歳以上の人人が対象で、受診率は令和2年8月末現在の数値です。

【審議会委員評価】

- ・特定健診、子宮・乳がん検診については、様々な受診への取り組みをされているにもかかわらず、受診率が低いままなのは低いままなのは残念に思えるので、健康維持を支える体制を充実させるよう取り組んでいただきたい。
- ・このはなマラソンのエントリー数が増えたというのはすばらしい。

総合評価

4

【重点目標Ⅲ-2】困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

高齢化や格差社会が進展する中で、すべての人が、その意欲と能力に応じて、多様な活動に参加し、生涯にわたり地域社会と関わりながら、安心して生活ができるように地域での支え合いや、地域福祉の促進等に取り組む必要があります。

高齢者のみならず、障がい者やひとり親家庭等の様々な困難を抱える人や女性であることでさらに複合的に困難な立場に置かれている状況も考えられ、男女共同参画の視点も取り入れた多面的な支援が必要です。男女共同参画の視点に立ち、高齢者、障がい者、貧困等の困難を抱えた人たちが安心して生活できる環境整備を進めます。

① 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策の充実

ライフスタイルの多様化による、延長保育など様々な保育ニーズに対応した保育内容の充実に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
一時預かり保育事業 保育者の育児疲れの解消や急病、勤続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育を行うことにより、保育者の肉体的・精神的負担の軽減を図る	実施保育園：1園(±0) (西都乳児保育園)		5	5
延長保育事業 延長保育を行っている保育園に対する補助。延長保育需要に対応するため、法人保育所、認定こども園が実施	実施保育園：14園(±0) (稚児ヶ池保育園、清水保育園、白梅保育園、岩崎保育園、妻保育園、穂北保育園、札の元保育園、西都乳児保育園、光昭こども園、くろうのこども園、こどもの家、あいいく幼稚園、あさひ幼稚園、西都カトリック幼稚園)		5	5
休日保育事業 保育者の勤務等により休日等に保育に欠ける園児の福祉の向上を図るために保育所に入所している児童に限って実施	実施保育園：2園(±0) (清水保育園、西都乳児保育園)	福祉事務所	4	4
病児保育事業 保育者の就労により、家庭での保育が難しい病児の保育を、看護師・保育士がいる保育園の施設内で実施	実施保育園：1園(±0) (光昭こども園)		4	4
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 昼間、仕事などにより児童の帰宅時に保護者がいない小学校低学年児童の健全育成を図るため実施	実施数：13か所(±0) 利用者：416名(+42)		4	4

育児への不安を解消するため、関係機関と連携を図りながら、相談業務の充実を図るとともに、情報の提供を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
パパのイクメン手帳(県発行)交付：週1回 (火)育児参加を促進する	【目標値】 208件 【実績】 交付件数：190件(+11)		5	5
【再掲】ピーチくらす(両親学級) 妊娠及び育児に関する知識の普及を図るとともに、仲間づくりを支援する	【目標値】 回数3回 参加者数48人 【実績】 開催数：3回(±0) 参加者数：45名(+10) (男性21名、女性24名)		5	5
ピヨピヨ学級(離乳食講座) 食生活の基本となる離乳食期の乳幼児を持つ保護者に、正しい知識を普及するとともに保護者同士の交流、ふれあいの場とする	【目標値】 回数4回 参加者数20名 【実績】 開催数：3回(-3) 参加者数：22名(-8) (男性0名、女性22名)	健康管理課	3	3
育ちのひろば(発達相談及び要支援者学級) 発育・発達面で支援が必要な児童及び育児不安を抱える保護者を対象に音楽療法及び専門スタッフによる個別相談を行い、保護者の気持ちに寄り添いながら子育てを支援する	【目標値】 回数12回 参加者数96名 【実績】 開催数：12回(±0) 参加者数：68名(-13)		3	3
おっぱい学級(母乳相談) 授乳相談の場を設け、育児不安の軽減に努めるとともに、保護者同士の交流、ふれあいの場とする	【実績】 開催数：0回(-9) 参加者数：女性0名(-49)		—	—
保育所園庭開放 自宅保育をしている保護者ら保育所に招き、保育所施設の開放や入所園児との交流を図る	実施施設：20か所(±0)		5	5
療育相談事業 保護者や保育所、幼稚園、学校からの相談を受け、関係機関との連携を図りつつ、児童の療育を指導、支援する(言語訓練中心)	場所：妻北小学校 相談件数：525件(-9)	福祉事務所	4	4

仕事と育児・介護を両立しながら働くことができるよう、育児休業制度・短時間勤務制度・介護休業制度の利活用に関する広報・啓発活動を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】男女共同参画週間 (6/23~6/29)の周知啓発	・6月1日号「お知らせ」掲載 ・市民課前ロビー・図書館でのパネル、パンフレット、幟旗の掲出	市民協働推進課	3	4
「西都市内の児童クラブ(学童保育)について」の広報周知	西都市ホームページに掲載	福祉事務所	5	5

男性の育児・介護への参画を進めるために、学習機会の拡充を図るとともに意識の啓発に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
学習機会の情報提供の推進	特になし	総務課	1	1
【再掲】男女共同参画週間(6/23～6/29)の周知啓発	・6月1日号「お知らせ」掲載 ・市民課前ロビー・図書館でのパネル、パンフレット、幟旗の掲出	市民協働推進課	3	4

安心して介護サービスを利用できるよう、施設、サービス内容等の充実を促進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
地域包括支援センター運営事業 個々の高齢者の状況やその変化に応じて介護サービスを中心とした様々な支援が、継続的かつ包括的に提供される地域包括ケア体制の中核的役割を担うことを目的とした事業	【目標値】 (主要事業)総合相談事業 相談延べ件数 3,600 件 【実績】 (主要事業)総合相談事業 相談延べ件数： 4,315 件(+343)	健康管理課	4	4

② 高齢者・障がい者の生活や社会参画に対する支援の充実

社会参画を希望する高齢者や障がい者に対する情報や機会の提供の充実を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】食生活改善推進員地区組織活動	【目標値】 回数 57 回 参加者数 3,180 名 【実績】 開催数：55 回(±0) 参加者数：3,128 名(-111)	健康管理課	3	5
成年後見制度利用支援事業 身寄りがない高齢者等自らが希望する自立した日常生活を営むことができるよう後見・補佐人について申立を行う	申立て数：25 件(+13)	福祉事務所	4	4

高齢者や障がい者の生きがいづくりのために、各種相談体制や学習機会等の充実に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】 地域づくりによる介護予防事業「いきいき百歳体操」 高齢者が通いやすい公民館等において、市民主体の通いの場を週1回以上展開。DVDを見ながら30分間イスに座ってできる体操を実施する	【目標値】 実施箇所数：25 箇所 【実績】 実施箇所数：26 箇所 参加者実人数：572 名(+159 名) (男性 136 名、女性 436 名)	健康管理課	4	4
シルバー人材センター運営補助(運営費補助) 定年退職者等の希望に応じた就業の機会を確保し、提供することにより生きがいの充実、社会参加の推進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを行う(事務局人件費等)	補助金：7,408 千円(±0) 登録者数：253 名(+16) (男性 150 名、女性 103 名)		3	3
高齢者クラブ連合会・単位高齢者クラブの運営費補助	会員：1,103 名(-141) (男性 440 名、女性 663 名)		2	2

在宅老人対策事業：高齢者虐待相談	相談件数：12 件(+3),		3	3
自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を受けられる	利用者数：6 名(-1)		3	3
就労移行支援事業 就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を受けられる	利用者数：14 名(-6)		3	3
就労継続支援事業 通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を受けられる	利用者数：94 名(-11)		3	3
さわやか福祉のつどい 障がい者(児)と市民がスポーツやレクリエーションを通して交流することで、市民の障がいに対する認識や理解を深めるとともに、障がい者(児)の社会参加を促すことを目的に開催する	参加者数：244 名(+22)		3	3
障がい児保育事業 集団生活の可能な中程度の障がい児を受け入れ保育を行う	実施保育園：3 園(-2) (稚児ヶ池保育園、こどもの家、あさひ幼稚園)		4	4
児童発達支援事業 心身の発達に何らかの問題や障がいのある児童、その家族を対象に集団や個別の遊びを通じ発達に準じた適切な援助を行う	利用者数：23 名(-1)		3	3
放課後等デイサービス事業 在学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施する	利用者数：74 名(-3)		3	3
保育所等訪問支援事業 保育所や小学校等に通っている障がいのある園児・児童が集団生活に適応するために専門的な知識をもった指導員を派遣し、本人及び当該施設の先生等に支援方法を指導する	利用者数：1 名(±0)		3	3
学校生活介助員派遣事業 市内の小中学校に在学する児童・生徒が支障なく学校生活を送ることができるよう学校生活介助員を派遣する事業 (主な介助内容) ・身辺処理の介助(学習サポート、給食介助、排泄介助、危険回避、昼休みサポートなど) ・移動の介助 ・校外活動の介助 など	学校数：小学校6校、中学校1校 対象児童生徒数：101名(+16) 支援員数：20名(±0)	教育政策課	4	4

高齢者や障がい者が暮らしやすい環境整備のため、支援体制の充実を促進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
配食サービス事業 食事の確保が困難な在宅虚弱高齢者に対して栄養バランスのとれた夕食を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う	【目標値】 配食数：19,000 食 【実績】 利用者数：81名(-5) 配食数：16,747食(-2799)	健康管理課 福祉事務所	3	4
在宅介護支援センター運営事業 要援護高齢者やその家族に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じる	相談件数：92件(-18)		4	4
生きがい活動支援通所事業 要介護認定審査会で非該当になった人に対する通所サービス	延利用者数：147名(-160) 実利用者数：17名(-24)		4	4
老人福祉電話貸与事業 電話を有していない一人暮らしの高齢者に対して他者との交流の機会を増やす等のために福祉電話を貸与する	貸与件数：17件(+3)		4	4
緊急通報機器貸与事業 65歳以上の一人暮らしの高齢者に対し緊急の際に、ボタンを押すだけで通報され救助にあたる機器を貸与する	貸与件数：47件(-1)		4	4
日常生活用具給付事業 一人暮らしの高齢者に対し火災警報機・自動消火器・電磁調理器等の日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図る	給付件数：1件(-2)		4	4
軽度生活援助事業 要介護認定審査会で非該当となった人に対する軽度な家事援助事業	延利用者数：19名(-93) 実利用者数：2名(-11)		4	4
介護機器リサイクル事業 体の虚弱な高齢者で介護用ベッド、車椅子歩行器が必要な人に対し、リサイクル品を無償で貸与する事業	貸与件数：70件(-7)		4	4
居宅介護(ホームヘルプ)事業 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助が必要な家庭に対してホームヘルパーを派遣する	利用者数：50名(-26)		3	4
短期入所(ショートステイ)事業 家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できる	利用者数：51名(-6)		3	4
療養介護事業 医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話を受けられる	利用者数：11名(-2)		3	4
生活介護事業 常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する	利用者数：114名(-5)		3	4
施設入所支援事業 施設に入所する人が、入浴や排せつ、食事の介護などを受けられる	利用者数：52名(-4)		3	4
共同生活援助(グループホーム)事業 地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助を行う	利用者数：48名(-2)		3	4

事業・取組内容	実績(前年比)	所管課	1次	2次
同行援護事業 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時に同行し、移動の援護等を提供する事業	利用者数：15名(-2)	福祉事務所	3	4
補装具(購入・修理)事業 身体上の障がいを補って、日常生活や社会生活をしやすくするための補装具費(購入・修理)を支給する事業	給付等件数：86件(-22)		3	4
日常生活用具給付事業 身体障害者手帳等を所持している人で要件を満たす方に、日常生活を容易にするための用具を給付する	給付件数：488件(-2)		3	4
移動支援事業 在宅の重度の障がい者(児)が、その有する能力や適正に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むのに家庭に適当な介護者がいない場合、ヘルパーを派遣し外出の介助を行う	利用者数：41名(+3)		3	4
訪問入浴サービス事業 家庭において入浴することが困難な身体障がい者(児)の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るために、入浴車を派遣して入浴に係るサービスを行う	利用者数：7名(±0)		3	4
日中一時支援事業 日中に監護者がいない場合や、障がい者(児)の日中活動の場、家族の就労支援、介護者の一時的な休息を目的とし、障がい者(児)の日中における一時的な預かりを福祉サービス事業所で行う	利用者数：104名(+9)		3	4
自動車運転免許取得・改造費助成事業 身体に重度の障がいを持つ人の社会活動を容易にして、自立更生の促進を図るために、自動車運転免許取得に要する経費(自動車学校の授業料等)、自動車の改造に要する経費の一部を助成する	助成件数：1件(+1)		3	4
障害者住宅改造助成事業 障がい者(児)の自立した生活の維持、促進及び介護者の負担の軽減を図るため、既存の居室など特に必要と認める住宅の設備、構造等を改造する費用の一部を助成する	助成件数：2件(+2)		3	4
地域活動支援センター(旧デイサービス)事業 雇用、就労が困難な在宅の障がい者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供する事業	利用者数：9名(+8)		3	4

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
重度障害者タクシー料金助成事業 タクシー運賃の一部を助成するタクシーカード(基本料金相当分)を1か月あたり2枚交付する	助成件数：138 件(+9)	福祉事務所	3	4
自立支援医療(更生医療) 身体障がい者の障がいを軽減・回復させることを目的とする医療費の助成を行う事業(心臓機能障害など)	給付件数：219 件(+4)		3	4
重度障害者医療費助成 重度の障がい者が保険診療内において医療費の一部負担金を支払ったとき、その支払額から、入院・外来を問わず一人月額1,000 円を控除した額を、本人の請求により助成する	対象者数：732 名(-7)		3	4
特別障害者手当等支給事業 在宅で重度の障がいがあるため、常時介護を必要とする人等に対し、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を支給する	対象者数：56 名(-2)		3	4

高齢者の就労、社会参加を促進するための臨時の・短期的就業の場を提供するシルバー人材センターの充実を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】シルバー人材センター運営補助(運営費補助) 定年退職者等の希望に応じた就業の機会を確保し、提供することにより生きがいの充実、社会参加の推進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを行う(事務局人件費等)	補助金：7,408 千円(±0) 登録者数：253 名(+16) (男性 150 名、女性 103 名)	福祉事務所	3	4

ユニバーサルデザイン※1 の考え方方に立って地域における男女共同参画社会の実現に向けた意識と基盤づくりを推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】西都市民カローリング大会	開催日：6月16日(日) 会場：西都市民体育館 参加者数：232名(-1) (男性：174名 女性：58名)	スポーツ振興課	3	3

*1 ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

③ ひとり親家庭への支援の充実

経済的基盤が弱いひとり親家庭に対して自立と雇用の促進を図るため、関係機関と連携を図りながら就労に関する情報提供などを実施し、社会的自立の支援に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
母子寡婦福祉協議会への補助事業 活動内容：母子寡婦研修会、スポーツ大会、募金活動、福祉祭への参加等	活動回数：10回(+2)	福祉事務所	4	4
児童扶養手当給付事業 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る	給付件数：361名(-24)		4	4

医療費の自己負担分を助成するなど、経済的な自立支援を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
ひとり親家庭医療費助成事業 ひとり親家庭の医療費の一部を補助することにより、生活の安定と福祉の向上を図る	助成件数：412名(-22)	福祉事務所	4	4

ひとり親家庭が抱えている様々な問題の解決に向けて、国・県など関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
子育て相談事業(家庭児童相談) 子どもや家庭に関する各種相談に応じ、家庭生活の健全化と児童の健全育成を図る 場所：家庭児童相談室(福祉事務所内)	相談件数：421件(+353)	福祉事務所	5	5

＜参考＞

○ 児童扶養手当受給者数

年 次	人 数	前年 度比
平成 25 年	401	-16
平成 26 年	410	+9
平成 27 年	401	-9
平成 28 年	393	-8
平成 29 年	363	-30
平成 30 年	359	-4
令和元年	340	-19

○ 西都市の母子世帯・父子世帯数

年 次	父子世帯	母子世帯	合 計	前年 度比
平成 25 年	47	412	459	-12
平成 26 年	52	429	481	+22
平成 27 年	49	419	468	-13
平成 28 年	59	409	468	0
平成 29 年	58	397	455	-13
平成 30 年	41	394	435	-20
令和元年	37	375	412	-23

○ 要介護認定者数（3月31日付）

年 度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計	前年 度比
25年度	148	252	340	285	233	274	225	1,757	+36
26年度	128	284	319	293	252	281	213	1,770	+13
27年度	118	284	290	290	286	292	251	1,811	+41
28年度	136	247	271	351	285	293	235	1,818	+7
29年度	104	262	260	351	320	321	207	1,825	+7
30年度	124	278	312	327	347	310	209	1,907	+89
元 年 度	133	293	315	353	306	339	218	1,957	+50

○ 西都市一人暮らし高齢者等（70歳以上）（3月31日付）

年 度	地 区						合 計	前年 度比
	妻	穂北	三納	都於郡	三財	東米良		
25年度	1,063	351	292	241	306	68	2,321	+71
26年度	1,097	360	298	256	317	69	2,397	+76
27年度	1,124	364	293	264	318	64	2,427	+30
28年度	1,137	373	297	269	329	70	2,475	+48
29年度	1,108	490	296	329	275	63	2,561	+86
30年度	1,233	420	309	332	272	59	2,625	+64
元 年 度	1,178	429	324	289	337	55	2,617	-8

【審議会委員評価】

・今は女性も働く時代なので、女性が当たり前に生活し働き続け暮らしていくような賃金確保や、安心して暮らせるための育児、子育て支援や延長・休日保育等の事業の充実が図られれば働きやすくなる。また、ひとり親の優先的な雇用や「一時預り保育園」等の増園、PRを今後も図っていくことが必要と思われる。更に、高齢者、障がい者への免許返納後のシニアカー補助金など様々な支援制度があれば安心して暮らせると思われる。

総合評価

4

【重点目標Ⅲ-3】防災対策の分野における男女共同参画の推進

近年頻発している地震や風水害などの自然災害には、日頃から防災意識を高めると同時に、避難所運営や物資調達における女性への配慮など、男女共同参画の視点から防災対策を進めることが大切です。非常時には、固定的な性別役割分担意識から様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題が生じます。

そのような状況を踏まえ、災害時における自主防災組織のリーダーとなる防災士の養成研修等を実施し、女性と男性とでは災害から受ける影響に違いあることから、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。

① 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

災害対応における様々な課題について、男女のニーズの違いを踏まえた配慮がなされるように取り組みます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
避難所運営委員への任命 女性を避難所運営委員に任命し、女性に配慮した避難所体制作りに取り組む	(目標)男性3名・女性2名 避難所運営委員5名 (男性3名、女性2名)	危機管理課	3	3

避難所運営等、女性や子ども、高齢者、障がい者などに配慮した整備を進めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
女性や子ども、高齢者、障がい者などに配慮した避難所運営 パーテーションを用いたパーソナルスペースの確保・ユニバーサルデザイン製品の充実	女性用品(生理用品90パック)・新生児用品(粉ミルク30缶)・アレルギー用品(アレルギー用粉ミルク3缶)	危機管理課	3	3

② 地域防災活動における女性参画の推進

消防団の活動を活性化するため、女性消防団員の育成を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
地域住民への防災・減災周知啓発活動 市民の防災意識の向上のため実施	消防団女性部による街頭啓発 実施回数：2回(+1) 配布部数：300部(+50)	消防本部	4	4
応急手当の普及啓発活動 消防団員へ応急手当の指導を行う	消防団女性部による応急手当講習会 実施回数：5回(+4)		4	4

地域防災のリーダーとなる女性防災士の育成と確保に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
地域防災士の養成推進 地域防災士の養成に対して支援を行う	(目標)新規防災士数の3割 (実績)地域防災士159名(+24名 男性16名、女性8名) (男性125名、女性34名)	危機管理課	3	5

【審議会委員評価】

- ・高齢者、障がい者などに配慮した避難場所の配慮、プライバシー保護での対策も今後していくべきである。(学校の体育館などトイレが外にある場合、突風が来たときは非常に危険である。)
- ・女性消防団や女性防災士の活躍は心強いので、これから更に活動を充実させるためにも、小学校時代より各団体に接する機会を増やせるようにするのも良いのではないかと思う。
- ・女性視点の避難所に対する意見等が盛り込まれているマニュアルはどのようなものか示してほしい。

総合評価

3

【基本目標IV】 配偶者等からの暴力（DV）の根絶【DV対策基本計画】

【重点目標IV-1】 DV 防止の推進

すべての暴力は、犯罪となる行為をも含め重大な人権侵害です。特に女性は、配偶者等からの暴力（DV）^{*1}の被害者になることが多く、被害が潜在化しやすく、その被害も深刻です。近年では、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などにより、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した暴力、性犯罪など暴力は一層多様化しています。

このほか、言葉や態度などによって人格や尊厳を傷つけるモラル・ハラスメント^{*2}、妊娠・出産・育児のために休暇や休業等の制度を利用したことなどを理由に上司や同僚などが心ない言動を行うマタニティ・ハラスメント^{*3}など、あらゆる形の嫌がらせ行為を防止するための広報・啓発活動を推進し、暴力を容認しない社会の実現を目指します。

① 広報・啓発活動の推進

DV、性犯罪、ストーカー行為^{*4}、セクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する暴力を未然に防止するため、「女性に対する暴力をなくす運動」^{*5}の展開、広報・啓発活動を推進します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）での周知・啓発	・10月15日号「お知らせ」掲載 ・市民課前ロビー・図書館でのパネル、パンフレット、幟旗の掲出	市民協働推進課	3	4

^{*1} 配偶者等からの暴力（DV）

ダメスティック・バイオレンス（DV/Domestic violence）とも言われ、一般的には「夫や恋人等親密な関係にある、または、過去にあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されている。ただし、親子間の暴力まで含めた意味で使用している場合もあるが、本計画では、「配偶者等からの暴力」という意味に使用している。

^{*2} モラル・ハラスメント

言葉や態度などによって人の心を傷つける、精神的な暴力や嫌がらせのことで、職場上の力関係を背景に行われる、パワーハラスメント、性的な嫌がらせであるセクシャルハラスメントも、モラルハラスメントの一種である。

^{*3} マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産を理由として職場などで受けた批判や嫌がらせ、あるいは解雇や自主退職の強要などの不当な待遇を意味する。

^{*4} ストーカー行為

特定の者に対し、一方的に行方の感情や関心を抱き、執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃、被害を与える行為を繰り返し行うこと。

^{*5} 女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を運動期間とし、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として実施するもの。

若年層を対象に暴力によらない問題解決の方法が身につくよう、予防啓発、教育・学習の充実に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
DV 防止リーフレット等啓発品の配布・展示： ・人権擁護委員の日、人権週間における街頭啓発活動での啓発チラシ、啓発品配布 ・夏休みふれあい映画祭、人権に関するポスター展での(デート)DV 防止リーフレット展示・展示 ・新成人へデート DV 防止リーフレットの配布 ・(通年)男女共同参画講演会参加者への啓発チラシ、啓発品配布	配布部数 240 部 70 部 350 部 231 部	市民協働推進課	3	4
スクールカウンセラーの配置	中学校2校	教育政策課	5	5
スクールソーシャルワーカーの活用	随時		5	5

中・高校生及び大学生等の若年層を対象に、交際相手からの暴力（デートDV）※1 の防止に関する広報・啓発活動を進めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】新成人へデートDV 防止リーフレットの配布、啓発文入り印鑑ケースの配布	配布部数：350 部	市民協働推進課	3	4
児童生徒への情報提供	県から啓発文書の配布	教育政策課	5	5
【再掲】図書館における関連図書の購入	目標値：5 冊 購入数：2 冊(+2)	社会教育課	3	3

国・県・市及び学校等との連携、広報紙やホームページ等を利用し、児童虐待防止に対する意識の啓発に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
児童虐待防止月間(11月)での周知・啓発	・11月1日号「お知らせ」掲載 ・ポスター幟旗の掲出 ・福祉事務所窓口に啓発掲示物を作成し設置	福祉事務所	5	5
関係部署との連携による児童虐待への対応	福祉事務所、健康管理課、学校との情報交換の実施	教育政策課	4	4

*1 交際相手からの暴力（デートDV）

恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）から振るわれる暴力。

② セクシュアル・ハラスメント等対策の推進

職場・学校・地域などあらゆる場面でセクシュアル・ハラスメントなど女性への暴力は許さないという意識を醸成します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
セクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修機会の提供	市町村振興協会主催の研修の情報提供を行った	総務課	4	4
【再掲】女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）での周知・啓発	・10月15日号「お知らせ」掲載 ・市民課前ロビー・図書館でのパネル、パンフレット、幟旗の掲出	市民協働推進課	3	4
実施事業なし	未実施	商工観光課	1	1
学校でのハラスメントについての相談体制の充実	市内小中学校で相談員を配置	教育政策課	4	4

職場・学校・地域などにおけるあらゆるハラスメント防止に向けた研修会等を実施します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
ハラスメント防止に向けた研修機会の提供	市町村振興協会主催の研修の情報提供を行った	総務課	4	4
【再掲】人権啓発講演会・研修会の実施： 人権問題に対する理解と認識を深めることを目的として実施 開催日：5月29日（水） 対象：西都市人権啓発推進協議会委員、市職員	開催数：1回（±○） 参加者数：72名（+3） (委員37名、職員35名)	市民協働推進課	3	4
学校における研修機会の充実	市内小中学校で研修会を実施	教育政策課	4	4

【審議会委員評価】	総合評価
<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止について、幼稚園・保育所・行政との意見交換会、情報交換の場を設定していただけたと情報の共有ができるありがたい。 DVは気づきにくく、表に現れにくい傾向があるため、DVを根絶するには市民に「暴力」（精神的、肉体的）等の内容を認識してもらい、人権を尊重する意識や、暴力を許さない意識を持ってもらうことが重要であるので、今後も啓発活動を推進していくことが必要だと思われる。 概ね計画通りに進んでいる。 	4

【重点目標IV-2】安心して相談できる体制づくり

暴力（DV）による被害者は、身体的だけでなく精神的にも深い傷を負い、また子どもにも深刻な影響を与えます。

配偶者等に対する暴力（DV）の根絶に向けて、各関係機関と連携し、被害者の保護や自立支援、相談体制の充実と相談窓口の周知を図ります。

① 相談体制の充実

DV被害者の相談、支援に携わる職員の専門知識の習得や研修の充実に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
研修参加機会の提供	特になし	総務課	1	1
女性相談所主催研修会等への参加 ・DV被害者保護支援担当者研修 ・DV被害者保護支援ネットワーク会議	6月26日(水)：職員4名参加 11月7日(木)：職員3名参加	市民協働推進課	3	4

DVの二次被害^{*1}を防ぐために庁内関係課等が相互に情報を共有するとともに、関係職員の資質の向上に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
DV防止連絡調整会議の開催	開催日：1月31日(金)	市民協働推進課	3	4

児童・高齢者・障がい者への虐待を防止するため、関係機関・団体が相互に情報を共有するなど、相談体制の充実を図ります。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】母子保健活動(6か月児・1歳6か月児・3歳児健診) 乳幼児の発育・発達異常の早期発見、育児に関する正しい知識の普及とともに、保護者同士の情報交換ひれあいの場とする	【実績】 開催数：29回(-2) 参加者数：525名(-101)	健康管理課	4	4
要保護児童対策協議会の設置	代表者会の開催：8月7日(水) 実務者会の開催：8月28日(水) 2月12日(水)	福祉事務所	5	5

DV被害、虐待被害などを早期に発見するために教職員、保育士、保護者等に対して被害者保護の正しい理解や通報の義務について啓発します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】児童虐待防止推進月間(11月)での周知・啓発	・11月1日号「お知らせ」掲載 ・ポスター幟旗の掲出 ・福祉事務所窓口に啓発掲示物を作成し設置	福祉事務所	5	5
第30回西都・児湯地区人権・同和教育研究大会	研究大会の開催	教育政策課	5	5

被害者の申請により、住民票及び戸籍附票の交付・閲覧を制限し、被害者の保護及び支援を行います。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
被害者の住民票及び戸籍附票の交付・閲覧制限	・被害者の住民票及び戸籍附票の交付 閲覧制限（件数非表示） ・支援措置制度についての相談（件数 非表示） ※DVに関する件数になるため件数 については非表示としている	市民課	3	5

*1DVの二次被害

DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不十分であるために被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者が更に被害を受けること。

市民に広くDV相談の窓口があることを、チラシ等による広報やホームページ等の掲載等により周知を行います。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
<p>【再掲】DV 防止リーフレット等啓発品の配布・展示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員の日、人権週間における街頭啓発活動での啓発チラシ、啓発品配布 ・夏休みふれあい映画祭、人権に関するボスター展での(デート)DV 防止リーフレット展示・展示 ・新成人ヘデート DV 防止リーフレットの配布 ・(通年)男女共同参画講演会参加者への啓発チラシ、啓発品配布 	<p>配布部数 240 部 70 部 350 部 231 部</p>	市民協働推進課	3	4

<参考>

○配偶者からの暴力相談件数（年度）

相談場所	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
西都警察署	8	5	11	14	10	15	25	22
市役所	3	2	3	4	1	1	4	3
西都市社会福祉協議会 地域包括支援センターを含む	0	5	1	1	1	1	0	8
合計	11	12	15	19	12	17	29	33

○児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待の相談件数

年 度	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	相談部署・虐待別	児童	高齢者	障がい者	児童	高齢者	障がい者	児童	高齢者	障がい者	児童	高齢者
福 祉 事 務 所	17	2	2	17	4	0	16	9	1	36	12	1
西都市社会福祉協議会	0	7	3	1	15	2	1	7	1	0	12	0
合 計	17	9	5	18	19	2	17	16	2	36	24	1

※()は実数

② DV被害者の安全・安心の確保

各関係機関と連携し、DV被害者の安全と安心の確保に努めます。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
【再掲】DV 防止連絡調整会議の開催	開催日：1月31日(金)	市民協働推進課	3	4
DV被害者支援の一時避難先支援	1件(+1)		3	4

住宅困窮するDV等の被害者に対し、市営住宅への入居支援を実施します。

事業・取組内容	実績（前年比）	所管課	1次	2次
配偶者からの暴力被害者に対する市営住宅への目的外使用許可	DVによる入居相談：0件 (うち入居者0件)	建築住宅課	3	3

【審議会委員評価】

- ・今後とも DV 被害者が安心して相談ができる環境づくりをしていくこと、情報をもらさない、又関係機関との情報を密にして情報交換していくことが、DV 被害者を守って行くことになると思われる。
- ・概ね計画通りに進んでいる。

総合評価**4**

2 成果指標

成果指標を活用し、基本目標ごとに進捗状況や成果を把握していきます。

(1) 【基本目標Ⅰ】男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

事業	成果指標	所管課	現状 平成30年度	実績 令和元年度	実績 令和2年度	実績 令和3年度	実績 令和4年度	実績 令和5年度	目標値 令和5年度
男女共同参画意識の啓発	固定的な性別役割分担を否定する人の割合	市民協働推進課	44.7%						50.0%
男女共同参画講演会講師派遣事業	講師を派遣した団体数	市民協働推進課	5団体	6団体					6団体
働く婦人の家における各講座	男性対象講座数	商工観光課	—	1講座					2講座
生涯学習事業	生涯学習講座への参加者数に占める女性の割合	社会教育課	総数 604人 女性 448人	総数 486人 女性 404人					総数 700人 女性 520人

(2) 【基本目標Ⅱ】様々な分野における女性の活躍

事業	成果指標	所管課	現状 平成30年度	実績 令和元年度	実績 令和2年度	実績 令和3年度	実績 令和4年度	実績 令和5年度	目標値 令和5年度
市役所における管理職等登用状況	課長職以上に占める女性の割合	総務課	3.7%	4.0%					10%
市役所における男性職員の育児休業制度	取得率	総務課	5.3%	0%					10%
各種審議会における女性の登用促進	審議会等における女性の登用率	市民協働推進課	30.5%	30.8%					33.0%
自治公民館における女性の登用率	自治公民館館長に占める女性の割合	市民協働推進課	1.5%	0.76%					2.0%
認定農業者数の女性の構成率向上	認定農業者に占める女性の割合	農林課	5.9%	未確定					6.0%
新規就農者数	新規就農者に占める女性の人数	農林課	総数 13人 女性 1人	総数 3人 女性 3人					総数 20人 女性 2人
狩猟免許取得事業	女性の免許取得者数	農林課	1人	1人					2人
日本遺産観光ボランティアガイド事業	ガイドボランティアに占める女性の人数	社会教育課	—	総数 8人 女性 1人					総数 20人 女性 10人
家族経営協定の締結推進	締結件数	農業委員会	205件	213件					210件

(3) 【基本目標Ⅲ】 安全・安心な暮らしの実現

事業	成果指標	所管課	現状 平成 30 年度	実績 令和元年度	実績 令和 2 年度	実績 令和 3 年度	実績 令和 4 年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 5 年度
地域防災士の養成事業	女性防災士の人数	危機管理課	21 人	34 人					40 人
特定健康診査受診	受診率	健康管理課	H29 年度 36.5%	36.5%					R4 年度 55.0%
子宮がん検診	受診率	健康管理課	14.9%	14.9%					17.0%
乳がん検診	受診率	健康管理課	10.9%	12.3%					13.0%
地域づくりによる介護予防事業「いきいき百歳体操」	開催数	健康管理課	15 か所	26 か所					45 か所
延長保育事業	利用人数	福祉事務所	515 人	415 人					現状維持
一時預かり保育事業	利用人数	福祉事務所	13,760 人	4883 人					現状維持
災害時の対応	消防団因数に占める女性の割合	消防本部	1.76%	2.2%					2.5%

(4) 【基本目標Ⅳ】 配偶者等からの暴力（DV）の根絶

事業	成果指標	所管課	現状 平成 30 年度	実績 令和元年度	実績 令和 2 年度	実績 令和 3 年度	実績 令和 4 年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 5 年度
DV 被害を受けた人のうち、誰か（どこか）に相談した人の割合	意識調査結果	市民協働推進課	39.0%						50.0%

第2部 講演

令和元年度 男女共同参画講演一覧

1	対象	西都市地域婦人連絡協議会		
	会場	西都市公民館	参加人数	35名
	日時	4月12日(金) 11:00~12:00		
	講師	宮崎県男女共同参画地域推進員・生前整理アドバイザー認定指導員 田村洋子氏		
	演題	男女が輝いて生きるために ~自分のための終活(生前整理)~		
2	対象	JA 西都穂北支所女性部		
	会場	JA 西都穂北支所	参加人数	44名
	日時	5月15日(水) 19:30~20:30		
	講師	宮崎県男女共同参画地域推進員・生前整理アドバイザー認定指導員 田村洋子氏		
	演題	男女が輝いて生きるために ~自分のための終活(生前整理)~		
3	対象	西都市役所男性職員		
	会場	西都市コミュニティセンター	参加人数	33名
	日時	7月5日(金) 13:30~15:00		
	講師	宮崎県生活・協働・男女共同参画課 主幹 弊島和裕 氏		
	演題	男女共同参画社会づくりについて		
4	対象	西都市人権教育推進協議会		
	会場	西都市コミュニティセンター		
	日時	7月11日(木) 15:00~16:20	参加人数	25名
	講師	NPO法人チャイルドラインみやざき 代表理事 福重佳枝 氏		
	演題	様々な悩みを抱える現代の子どもたちに今、大人ができること		
5	対象	JA 西都女性大学		
	会場	JA 西都生活センター		
	日時	8月23日(金) 13:30~15:30	参加人数	40名
	講師	宮崎県男女共同参画地域推進員・生前整理アドバイザー認定指導員 田村洋子氏		
	演題	男女が輝いて生きるために ~自分のための終活(生前整理)~		
6	対象	第54区福祉推進会		
	会場	三財地区館		
	日時	9月19日(木) 11:00~12:00	参加人数	26名
	講師	宮崎県男女共同参画地域推進員・生前整理アドバイザー認定指導員 田村洋子氏		
	演題	男女が輝いて生きるために ~自分のための終活(生前整理)~		

7	対象	西都市役所職員		
	会場	西都市コミュニティセンター		
	日時	11月1日（金）10:00～12:00	参加人数	22名
	講師	オフィスピュア 高崎恵 氏		
	演題	男女共同参画への関心をひらくためのワークショップ ～誰もが心豊かに暮らすことができる西都市を目指して～		
8	対象	市民ほか（市職員を含む）		
	会場	西都市文化ホール		
	日時	2月20日（木）13:30～15:00	参加人数	61名
	講師	自衛隊宮崎地方協力本部 日南事務所長 原口小百合 氏		
	演題	ガールズトーク～いつも隣にいるあの女性が最近輝いている秘訣～		

令和元年度男女共同参画講演に関するアンケート結果

参加者201名中157名回答

アンケート回答者

(回答率 78.1%)

性 別	29歳 以下	30代	40代	50代	60代	70歳 以上	未記入	合 計
男 性	0	0	5	4	4	6	2	21
女 性	2	2	9	17	35	60	11	136
合 計	2	2	14	21	39	66	13	157

今回の講演内容はどうでしたか。

性 別	良かった	普 通	良くなかった	未記入
男 性	16	3	0	1
女 性	112	17	0	7
合 計	128	20	0	8

20
136
156

今回の講演時間はどうでしたか。

性 別	長い	ちょうど良い	短い	未記入
男 性	4	12	0	4
女 性	14	82	6	34
合 計	18	94	6	38

20
136
156

講演の開催時間について、どの時間帯を希望しますか。

性 別	午 前	午 後	夜 間	その他	未記入
男 性	8	10	1	1	0
女 性	35	52	38	0	11
合 計	43	62	39	1	11

20
136
156

今後、どのような分野の講演を聞きたいですか。（複数回答あり）

性 別	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	未記入
男 性	6	4	3	2	13	7	0	0
女 性	30	5	30	4	32	40	1	31
合 計	36	9	33	6	45	47	1	31

35
173
208

①：男女共同参画からみた子育て支援、介護支援

②：ドメスティック・バイオレンス（配偶者への暴力行為）

③：女性のチャレンジ支援

④：セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ等）

⑤：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

⑥：男女で取り組むまち（地域）づくり

⑦：その他

「男女共同参画」という言葉の意味を知っていますか。

性別	種別	はい	いいえ	未記入	
男性	人数	18	2	0	20
	割合	85.7%	9.5%	0.0%	
女性	人数	113	16	7	136
	割合	83.1%	11.8%	5.1%	
合計	人数	131	18	7	156
	割合	83.4%	11.5%	4.5%	

※ 各表の割合については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがあります。

「男女共同参画」に興味がありますか。

性別	種別	はい	いいえ	未記入	
男性	人数	17	3	0	20
	割合	81.0%	14.3%	0.0%	
女性	人数	94	17	11	122
	割合	69.1%	12.5%	8.1%	
合計	人数	111	20	11	142
	割合	70.7%	12.7%	7.0%	

※ 各表の割合については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがあります。

「男女共同参画」を進めるためには、何が必要だと思いますか。

性別	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	未記入	
男性	9	1	4	3	9	2	4	0	0	32
女性	75	8	31	16	40	23	37	1	11	242
合計	84	9	35	19	49	25	41	1	11	274

①：子育て・介護などの環境づくり

②：ドメスティック・バイオレンスや、セクシャルハラスメント防止対策

③：女性のチャレンジ支援（起業・再就職や自己啓発など）

④：ジェンダー（社会的な性的役割）啓発

⑤：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

⑥：女性の人権

⑦：地域の中での男女共同参画の推進

⑧：その他

【 卷末資料 】

男女共同参画に対する市民の意識

男女共同参画社会基本法

男女共同参画に関する国内外の動き

西都市男女共同参画推進条例

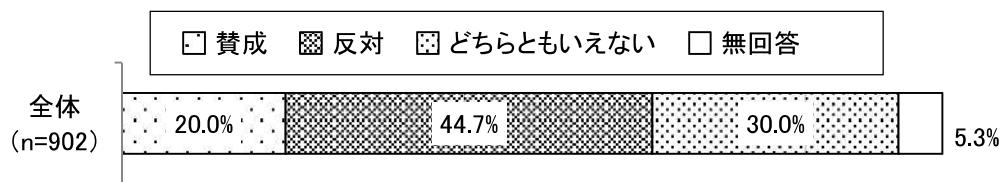
西都市男女共同参画審議会の傍聴に関する要領

用語解説集

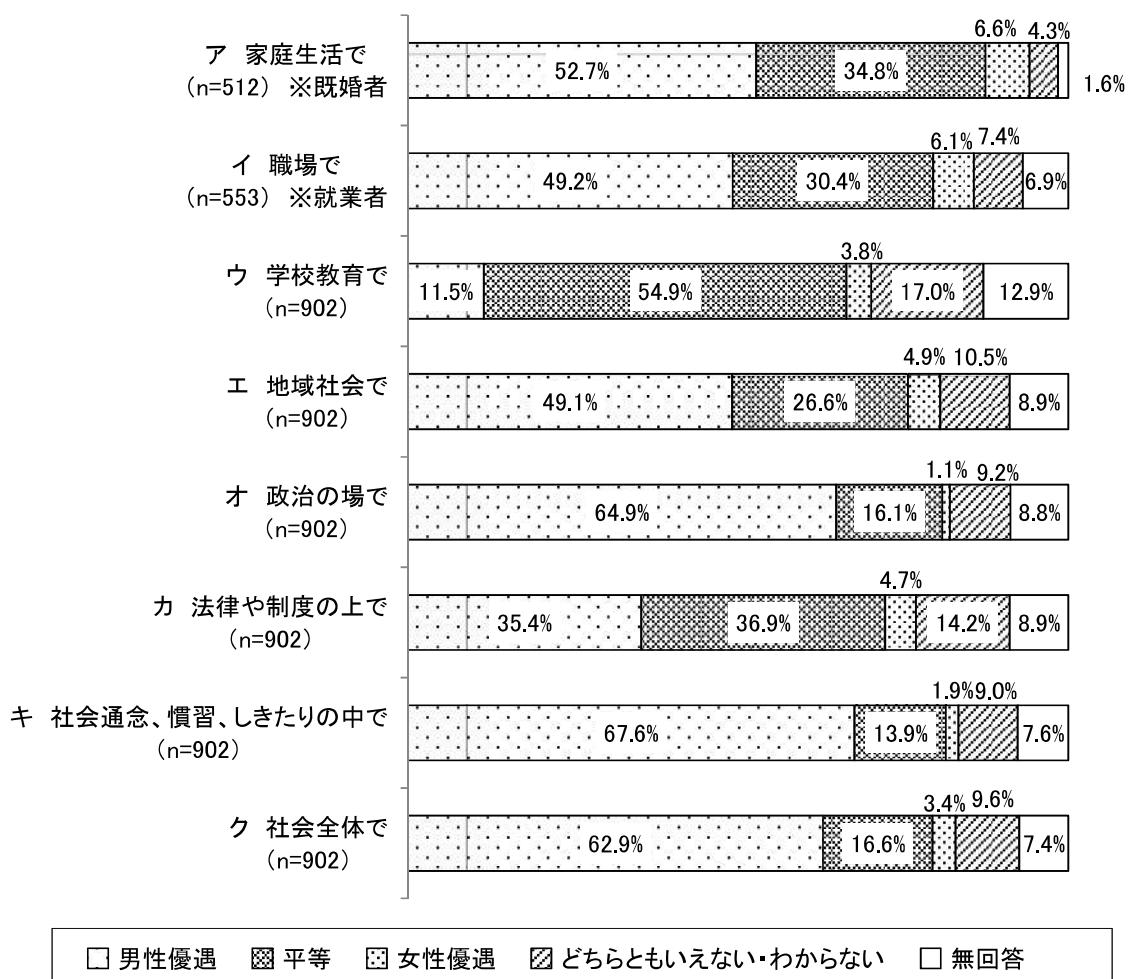
男女共同参画に対する市民の意識

平成29年実施「みんなが住みよい社会をつくるための男女共同参画意識調査」より

1. 「男は仕事、女は家庭」？

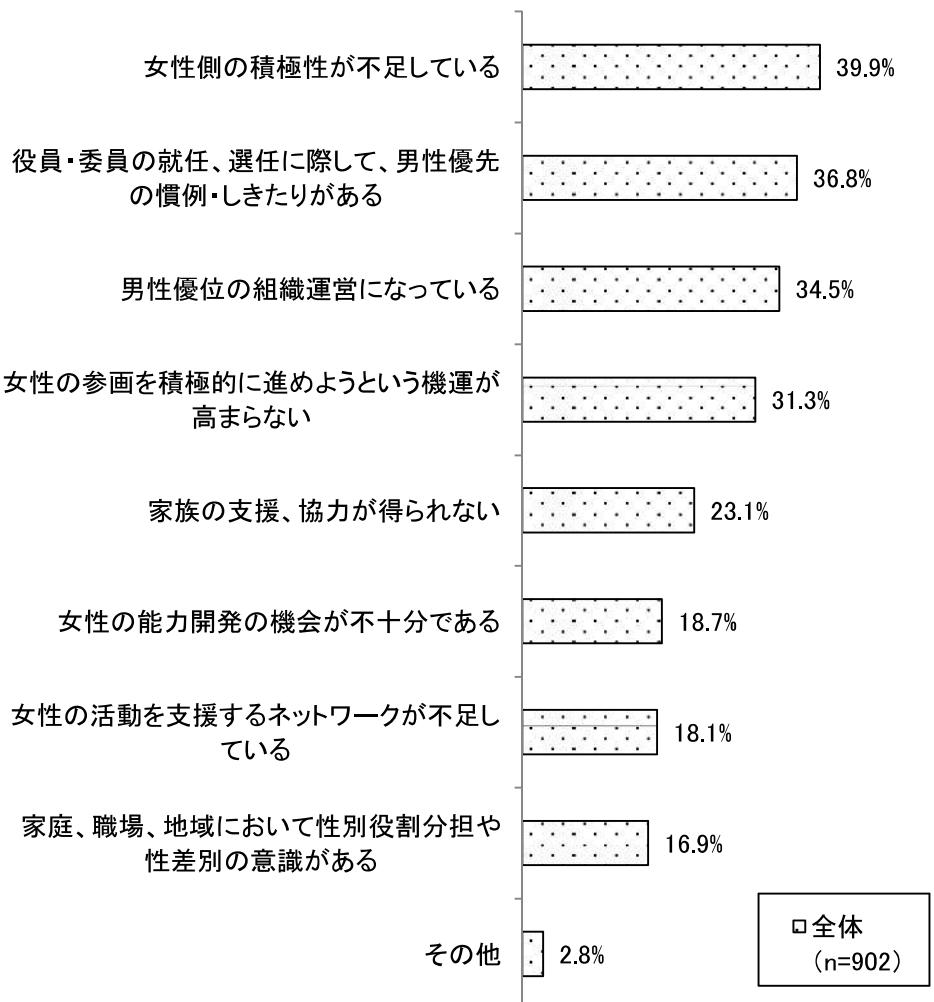


2. 男女の平等を感じますか？

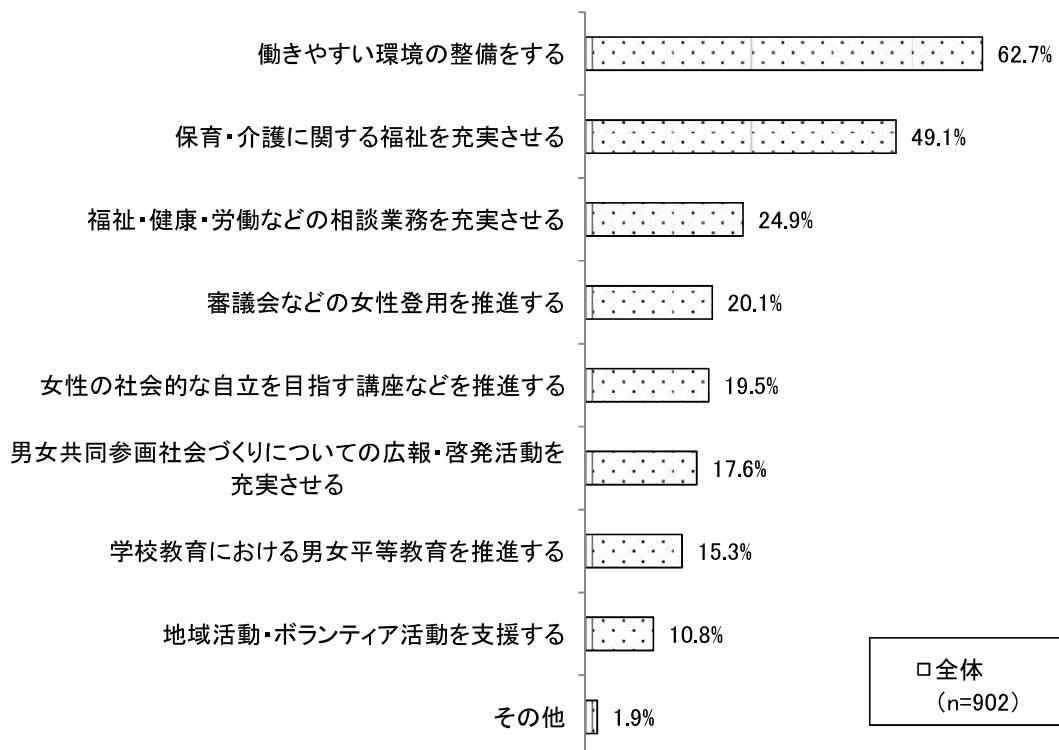


□ 男性優遇 ■ 平等 ▨ 女性優遇 □ どちらともいえない・わからない □ 無回答

3. 政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由



4. 男女共同参画社会の実現に向けて行政に望むこと



男女共同参画社会基本法 5つの基本理念

1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

2. 社会における制度・慣行についての配慮

固定的な性差別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう社会の制度や慣行について考えていきましょう。

3. 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参加できるようにしましょう。

4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができるようにしましょう。

5. 國際的協調 他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきましょう。

男女共同参画基本計画（第4次） 平成27年12月25日閣議決定

1. 男性中心型労働観光塔の変革と女性の活躍

- ・働き方等の改革（長時間労働削減・ICT利活用など、家事・育児・介護等への参画に向けた環境整備）
- ・男女共同参画に関する男性の理解の促進、ポジティブ・アクションの推進による男女間格差の是正
- ・女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し（税制、社会保障制度等）

2. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ・「30%」達成に向け、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの推進
- ・政治・司法・行政・経済分野における女性の参画拡大
- ・各分野（地域、農山漁村、科学技術・学術、医療、教育、メディア、防災・復興、国際）における女性の参画拡大

3. 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- ・M字カーブ問題解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
- ・均等な企画・待遇の確保対策の推進（マタハラ等の根絶含む）、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正
- ・非正規の処遇改善、再就職・起業支援等

4. 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

- ・地域における女性の活躍推進に向けた環境の整備
- ・農山漁村における女性の参画拡大や女性が働きやすい環境の整備

5. 科学技術・学術における男女共同参画の推進

- ・女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備
- ・女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成

6. 生涯を通じた女性の健康支援

- ・生涯を通じた健康支援、性差に応じた健康支援、妊娠・出産等に関する健康支援
- ・医療分野における女性の参画拡大

7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・予防と根絶のための基盤整備、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、性犯罪、子どもに対する性的な暴力、売買春、人身取引、メディアにおける性・暴力表現への対策

8. 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

- ・貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援（ひとり親家庭、子ども・若者の自立）
- ・高齢者・障害者・外国人が安心して暮らせる環境の整備

9. 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

- ・働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制定等の県等
- ・育児・介護の支援基盤の整備

10. 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

- ・国民的広がりを持った広報・啓発の展開
- ・男女共同参画等の教育・学習の充実等

11. 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

- ・防災施策への男女共同参画の視点の導入
- ・東日本大震災からの復興支援への男女共同参画の視点の導入
- ・国際的な防災協力

12. 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- ・女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応
- ・男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの發揮

男女共同参画推進のあゆみ（年表）～男女共同参画に関する国内外の動き～

西暦 (和暦)	世界の動き	国の動き	宮崎県の動き	西都市の動き
1975年 (昭和 50 年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議開催 「世界行動計画」採択	・婦人国際企画推進本部設置 ・「総理府婦人問題担当室」業務開始		
1976年 (昭和 51 年)	・「国連婦人の十年」スタート			
1977年 (昭和 52 年)		・「国内行動計画」策定		
1978年 (昭和 53 年)			・「宮崎県婦人関係行政連絡会議」設置	
1979年 (昭和 54 年)	・「女子差別撤廃条約」採択		・青少年婦人課設置、婦人担当を配置	
1980年 (昭和 55 年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催	・「女子差別撤廃条約」署名	・「宮崎県婦人問題懇話会」設置	
1981年 (昭和 56 年)	・ILP 総会「家族的責任を有する労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」採択		・第三次総合長期計画に「婦人対策の推進」を加える	
1982年 (昭和 57 年)			・「婦人行動計画」策定	
1985年 (昭和 60 年)	・「国際婦人の十年」ナイロビ世界会議開催	・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准		・「西都市働く婦人の家設置及び管理に関する条例」制定
1986年 (昭和 61 年)		・「男女雇用機会均等法」施行		
1987年 (昭和 62 年)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	・「男女共同社会を築くための宮崎女性プラン」策定	
1991年 (平成 3 年)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ・「育児休業法」公布	・第四次総合長期計画に「男女共同社会づくりの推進」を位置づける ・「みやざき女性交流活動センター」設置	
1992年 (平成 4 年)			・「女と男ですすめるサンサンひむかプラン」策定	
1994年 (平成 6 年)		・男女共同参画推進本部設置		
1995年 (平成 7 年)	・「第 4 回世界女性会議」開催「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)		
1996年 (平成 8 年)		・男女共同参画推進連携會議発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定		・企画開発課に女性行政係を新設 ・「西都市女性行政推進委員会」設置 ・「西都市女性行政懇話会」設置
1997年 (平成 9 年)		・「男女雇用機会均等法」改正(募集・採用等の差別の禁止等)	・「ひむか女性プラン」策定	・「男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査」実施
1998年 (平成 10 年)				・西都市女性プラン策定委員会設置
1999年 (平成 11 年)		・「改正男女雇用機会均等法」「改正育児・介護休業法」の全面施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行	・男女共同参画推進懇話会設置 (→平成 15 年「男女共同参画推進審議会」に改称)	・「西都市女性プラン 21」策定

西暦 (和暦)	世界の動き	国の動き	宮崎県の動き	西都市の動き
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」成立		・九市男女共同参画主管課長・担当者会開始 九市男女共同参画主管(平成12年西都市)
2001年 (平成13年)		・男女共同参画局設置 ・「配偶者暴力防止法」公布・成立 ・第1回男女共同参画週間 ・「女性に対する暴力をなくし運動」閣議決定	・第五次総合長期計画に「男女共同参画社会づくり」を位置づける ・「宮崎県男女共同参画センター」設置	・市長と女性のランチタイム(平成16年まで) ・企画調整課に女性行政係を移設
2002年 (平成14年)			・「みやざき男女共同参画プラン」策定	・「みやざき男女共同参画フェスタin西都」開催
2003年 (平成15年)		・「次世代育成対策推進法」公布・施行 ・「少子化対策基本法」公布・施行	・「宮崎県男女共同参画推進条例」施行 ・「宮崎県男女共同参画審議会」設置	・男女共同参画条例制定のための男女共同参画審議会(～現在)
2004年 (平成16年)		・「配偶者暴力防止法」改正・施行	・青少年男女参画課へ課名変更	・「西都市男女共同参画推進条例」施行 ・西都市男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画地区講演会事業開始 ・企画調整課に女性行政係から男女共同参画係へ名称変更
2005年 (平成17年)	・国連「北京+10」世界閣僚級会合	・「改正育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		・「西都市特定事業主行動計画」策定 ・女性による西都づくりを考える会開催
2006年 (平成18年)	・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(東京)	・「男女雇用機会均等法」改正(間接差別の禁止) ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「DV対策宮崎県基本計画」策定	・市民協働推進課に男女共同参画係を移設
2007年 (平成19年)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「改正配偶者暴力防止法」交付 ・「仕事と生活の調和と推進のための行動指針」策定 ・「女性の参画加速プログラム」策定	・「みやざき男女共同参画プラン」改定 ・新みやざき創造計画の重点施策に「男女共同参画社会づくりの推進」を位置付ける	・「男女共同参画 みんなが住みよい社会をつくるための意識調査」実施
2008年 (平成20年)			・生活・協働・男女参画課へ組織変更	・市民協働推進課の男女共同参画係を市民協働推進係へ名称変更
2009年 (平成21年)		・「改正育児・介護休業法」公布	・「DV 対策宮崎県基本計画」改定	・「西都市男女共同参画プラン」策定
2010年 (平成22年)	・国連「北京+15」世界閣僚級会合	・「改正育児・介護休業法」施行 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定		・「西都市特定事業主行動計画」の改訂
2012年 (平成24年)			・「第2次みやざき男女共同参画プラン」策定	・「西都市男女共同参画プラン」中間見直しに係る市民意識調査の実施 ・「西都市審議会等委員制定の女性登用推進に関する要領」制定(H25.4.1より施行)

西暦 (和暦)	世界の動き	国の動き	宮崎県の動き	西都市の動き
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> 「改正配偶者暴力防止法」(DV防止法)公布・施行 「改正ストーカー規制法」公布 		
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」一部改正法公布 		<ul style="list-style-type: none"> 「西都市男女共同参画プラン」改訂
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> 北京行動綱領20周年(北京+20) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍推進法」公布 「第4次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「みやざき女性の活躍推進会議」設立 	<ul style="list-style-type: none"> 法制定に伴う「西都市特定事業主行動計画」の改訂
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意 	<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進法の完全施行 女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 「育児・会議休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「宮崎県特定事業主行動計画(第3期)」改定 「性暴力被害者支援センターさぼーとねっと宮崎」設置 	<ul style="list-style-type: none"> 法改正に伴う「西都市特定事業主行動計画」改訂
2017年 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> 刑法改正(強姦罪の校正要件及び法定刑の見直し等) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次みやざき男女共同参画プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」実施
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画推進法」公布・施行 民法改正(女性の婚姻開始年齢引上げ、2022年施行) 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定 		
2019年 (令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> W20日本開催(第5回WAW!と同時開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正 		<ul style="list-style-type: none"> 「第3次西都市男女共同参画プラン」策定

西都市男女共同参画推進条例

平成16年3月25日

西都市条例第3号

改正 平成18年3月23日条例第6号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第8条—第15条）

第3章 西都市男女共同参画審議会（第16条—第21条）

第4章 雜則（第22条）

附則

男女が個人として尊重され、対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画することができる社会を実現することは、私たち市民の共通の願いである。

西都市においては、これまで、国際社会や国等の動向を踏まえつつ、平成11年3月には「西都市女性プラン21」を策定するなどして、男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行などが依然として根強く存在しており、真の男女平等には至っていない状況にある。

一方、少子高齢化、情報化、国際化の急速な進展等により私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、これまでの枠組みでは対応しきれない新たな課題も生じてきている。

このような状況の中、西都市がさらに活き活きとした元気あふれるまちとして発展し続けるためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が不可欠である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにして、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、男女一人ひとりが活き活きと元気に暮らしていける西都市を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）**男女共同参画** 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。

（2）**積極的改善措置** 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（3）**事業者** 営利を目的とするしないと問わず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

（1）男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく個人としての能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。

（2）性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。

（3）男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

（4）家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、家庭生活と職業生活その他の社会生活とを両立できるようにすること。

- (5) 男女が、お互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に心身の健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 國際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

(市)
(市の責務)

第4条 市は、前条に定める理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、市行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民)
(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者)
(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その雇用する者について、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により、当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により不利益を与えることをいう。）
- (3) 男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画の策定等)

第8条 市長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する男女共同参画計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、西都市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第9条 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の推進)

第10条 市は、学校教育、社会教育その他の分野において、男女共同参画に関する教育及び学習の推進のために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域における環境の整備)

第11条 市は、地域における生産、経営及びこれに関連する活動において、男女がその能力を十分に発揮し、適正な評価を受け、対等な構成員として参画する機会を確保するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

(市民及び事業者の活動に対する支援)

第12条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談等の処理)

第13条 市長は、第7条各号に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為に係る事案について、市民からの相談又は苦情があった場合は、関係機関と連携して適切に処理するものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第14条 市は、附属機関及びこれに類するものにおける委員を任命し、又は委嘱する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(男女共同参画の推進状況の公表)

第15条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 西都市男女共同参画審議会

(設置)

第16条 市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、西都市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 男女共同参画計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に係る重要な事項に関すること。

2 審議会は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第17条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第18条 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員のうち男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(会長)

第19条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、市民協働推進課において処理する。

（一部改正〔平成18年条例6号〕）

第4章 雜則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものは、この条例の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

附 則（平成18年3月23日条例第6号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

西都市男女共同参画審議会の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西都市男女共同参画審議会の会議（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴人の決定)

第2条 傍聴を受ける者（以下「傍聴人」という。）は、会長が決定する。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人（記者を除く）の定員は、会場の規模に応じて調整する。

(傍聴手続)

第4条 傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式第1号）に、住所、氏名を記入して申し込まなければならぬ。

2 前項の規定による申込みは、会議開会予定時刻の30分前から先着順に定員に達するまで認める

(傍聴を認めない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者の傍聴は、認めないものとする。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) ビラ、プラカード、旗、のぼり及び垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機及び映写機の類を携帯している者、ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帶びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 児童及び乳幼児の傍聴は、認めないものとする。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴人心得等の交付等)

第6条 傍聴人には、当日、傍聴人心得（別紙）及び会議資料又はその概要を交付する。

(会長の指示)

第7条 会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

傍聴人心得

会議の傍聴をされる方は、係員の指示に従い、次の事項を守ってください。

- 1 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- 2 のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- 3 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 4 談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 5 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 6 携帯電話及びポケットベルについては、電源を切ること。
- 7 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- 8 その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

(注) これらの事項を守らない場合、その他会長の指示に従わない場合には、退場していただく場合があります。

地方自治法（抜粋）

第180条の5（委員会及び委員の設置）

- 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左のとおりである。
 - 一 教育委員会
 - 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会
 - 四 監査委員会
- ③ 第1項にあげるもの以外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない。
 - 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会

第202条の3（附属機関の事務等）

- ① 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

用語解説集

用語	解説
ジェンダー	先天的・生体的・生物的性別を示す（セックス）に対し、「男はこうあるべき、女はこうあるべき」といった、社会的・文化的に形成された概念。この場合の「ジェンダー」という用語自体には、良い悪いという価値判断は含まない。
ストーカー行為	ストーカー規制法において、「同一の者に対し、つきまとい等を繰り返して行うこと」と規定されている。
セクシュアル・ハラスメント (Sexual harassment)	職場または教育現場において、優越的地位や継続的関係を利用して行われる相手方の意に反する性的な言動によって、相手方に不利益を与えたり、不快感を与えて、環境が害されること。
ノーマライゼーション	1960 年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。高齢者や障がい者等社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。
パートナーシップ	協力関係。連携。
メディア	情報を人々に伝える機関や事業、システムなど。特に、大量の情報を紙（新聞や雑誌、広告）や電波（テレビやラジオ）、通信（インターネット）を通じて大衆に伝達する媒体をマスメディアと呼ぶ。
メディア・リテラシー	メディアからの情報を主体的に読み解き、批判し、表現する能力。メディアからの情報をただ受け止めるだけではなく、情報を能動的に解釈したり、批判したりする能力と、自分で考え、自分の意見を表現・発信する能力をいう。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていくとする考え方。
ライフスタイル	生活様式。特に環境・趣味・交際などを含めた、その人の個性を表すような個人の生き方。
リプロダクティブヘルス /ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の 1 つとして認識されている。リプロダクティブヘルス/ライツの中 心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれている。また、これらに関して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じて性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。
一般事業主行動計画	事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るために雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間②目標③目標達成のための対策を具体的に盛り込み策定するものである。平成 23 年 4 月 1 日より、行動計画の策定・届出、公表・周知が従業員 101 人以上の企業に義務付けられた。（100 人以下の企業は努力義務）

用語	解説
家族経営協定の締結	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものである。
固定的な性別役割分担	「男は仕事、女は家庭」というように、個人の能力等に関係なく、性別を理由として役割を固定的に分けることをいう。現在、重要であるとされていることは、性別による固定的な役割分担意識を解消し、互いの能力や個性を発揮し合い、喜びも責任も分かち合う男女共同参画意識を持つことである。
交際相手からの暴力 (デートDV)	主に恋人間で起こるDVをいう。
再チャレンジサポートプログラム	育児・介護等のために退職し、再就職を希望する方に対して、自らの適性や職業経験、知識・技能を生かして再就職準備のための計画的な取り組みが行えるようきめ細かい支援を行う事業。
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自らの希望するバランスで展開できる状況のことをいう。
女性に対する暴力をなくす運動	毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を運動期間とし、社会意識の啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として実施する。
職業能力開発事業	行政・団体等が市民の技術力、能力を高めるための研修会・講座等を開設して就業機会の拡充を支援する事業。
積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	個々の企業において、固定的役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に生じている格差の解消を目指して、個々の企業が進める自主的かつ積極的取り組み。また、積極的改善措置は、男女共同参画社会基本法第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されている。男女共同参画社会基本法上の積極的改善措置は、男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない。
特定健診	「特定健康診査」とも呼ばれ、高血圧症、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病が増加していることを背景に、平成20年度から医療保険者に実施が義務付けられたメタボリックシンドロームに着目した健診。

用語	解説
農商工連携	農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大に取り組むものである。
配偶者等からの暴力 (D V)	Dメスティック・バイオレンス (DV/Domestic violence) とも言われ、一般的には「夫や恋人等親密な関係にある、または、過去にあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されている。ただし、親子間の暴力まで含めた意味で使用している場合もあるため、本計画では、「配偶者等からの暴力」という意味に使用している。
6次産業化	地域の第1次産業とそれに関連する第2次・第3次産業（加工販売等）に係る事業の融合等により、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取り組みである。
D Vの二次被害	D V被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不十分であるために被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者が更に被害を受けること。

令和元年度西都市男女共同参画年次報告書

令和2年12月発行

西都市市民協働推進課

〒881-8501

宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地

TEL 0983-43-1204（直通）

FAX 0983-43-3687（生活環境課内）